

No obstante lo arriba mencionado, la Cooperación Financiera No Reembolsable podrá ser utilizada, cuando los dos Gobiernos lo estimen necesario, para la adquisición de productos de países terceros (excepto Japón y el país receptor) y los servicios para el transporte que no sean de los nacionales japoneses ni de nacionales del país receptor.

Sin embargo, considerando el esquema de la donación del Japón, los contratistas primarios para la ejecución del Proyecto como consultora, constructores y proveedores deberán ser los nacionales japoneses.

5) Necesidad de Aprobación

El Gobierno del país receptor o la autoridad designada por él, concertará contratos, en yenes japoneses, con nacionales japoneses para la adquisición de los productos y los servicios. A fin de ser aceptado para la Donación, tales contratos deberán ser verificados por el Gobierno del Japón. Esta verificación se debe a que el fondo de Donación es de los impuestos generales de nacionales japoneses.

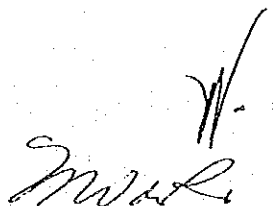
6) El Gobierno del país receptor tomará las medidas necesarias para:

- (a) asegurar y nivelar un lote de terreno necesario para la ejecución de proyecto.
- (b) proveer de instalaciones para la distribución de electricidad, suministro de agua, el sistema de desagüe y otras instalaciones auxiliares adicionales fuera del lote.
- (c) proporcionar los edificios necesarios en caso de que la Donación es sólo para adquisición de los equipos.
- (d) asegurar el pronto desembarco y despacho aduanero en el país receptor y el pronto transporte interno de los productos adquiridos bajo la Cooperación Financiera No Reembolsable.
- (e) eximir del pago de derechos aduaneros, impuestos internos y otras cargas fiscales que se impongan a los nacionales japoneses en el país receptor con respecto al suministro de los productos y los servicios bajo los Contratos Verificados.
- (f) acordarles a nacionales japoneses, cuyos servicios sean requeridos en conexión con el suministro de los productos y los servicios bajo los Contratos verificados, tales las facilidades necesarias para su ingreso y estadía en el país receptor para el desempeño de sus funciones.

Ke

MORR

- (g) asegurar que las facilidades construidas y los productos bajo la Cooperación Financiera No Reembolsable sean debida y efectivamente mantenidos y utilizados, y preparar personal necesario para la ejecución del Proyecto.
- (h) Reexportación
Los productos adquiridos bajo la Cooperación Financiera No Reembolsable no deberán ser reexportados del país receptor.
- (i) Contratos verificados de Banco
- El gobierno del país receptor o la autoridad designado por él deberá abrir la cuenta a nombre del Gobierno del país receptor en un banco japonés autorizado de cambio extranjero en el Japón. El Gobierno del Japón llevará a cabo Cooperación Financiera No Reembolsable efectuando pagos, en yenes japoneses, para cubrir las obligaciones contraídas por el gobierno del país receptor o la autoridad designada por él, bajo los contratos verificados.
 - Los pagos se efectuarán cuando las solicitudes de pago sean presentadas por el Banco al Gobierno del Japón en virtud de una autorización de pago (A/P) expedida por el Gobierno del país receptor o la autoridad designada por él.

He. 

2-2. ミニッツ西語全文の和訳

ミニッツ : 協議録

サン・サルヴァドル首都圏清掃機材整備計画・事前調査

エル・サルヴァドル共和国政府からの 首都圏清掃機材整備計画（以下「計画」という）に関する無償資金協力要請に応じて、日本政府は同計画の事前調査を実施することに決定し、これを受けて国際協力事業団（以下「JICA」という）は、1994年9月20日から10月21日まで国際協力専門員・清水建二を団長とする事前調査団（以下「調査団」という）を派遣した。

同期間中、調査団は エル・サルヴァドル共和国政府の代表者と協議、および当該地域において現地調査を実施した。

協議、および現地調査の結果、双方は別添に記載された基本的事項について確認した。

1994年9月28日、サン・サルヴァドルに於て

〔署名〕

清水 建 二

JICA事前調査団

団 長

〔署名〕

マリオ・エドアルド・バリエンテ・エルティス

サン・サルヴァドル首都圏市長会議調整担当者

サン・サルヴァドル市長

〔署名〕

マリア・テレサ・オレリャーナ・デ・レンドン

社会経済開発企画調整省・次官

APENDICE : 添付資料

1. 本計画の目的

本計画の目的は、サン・サルヴァドル市を含む首都圏13市 および近隣2市の住民の健康改善ならびに環境保護を図るため、廃棄物の収集、その最終処理等に要する機材を調達することによって、これら地域における廃棄物処理能力を向上させることを目的とする。

2. 対象地域

本計画の調査対象地域は、サン・サルヴァドル首都圏の13都市、 および近隣の2都市である（その位置図は、別添-1に示す）

1. サン・サルヴァドル市
 2. メヒカノス市
 3. ソヤバンゴ市
 4. シウダド・デルガト市
 5. アユツストベケ市
 6. クスカタンシンゴ市
 7. イロバンゴ市
 8. サン・マルコス市
 9. 新サン・サルヴァドル市（旧称：サンタ・テクラ） 〔リベルタード県〕
 10. アンティグオ・クスカトラン市 〔リベルタード県〕
 11. サント・トマス市 ※
 12. サンティアゴ・テキサクアングス市 ※
 13. アボバ市
 14. サン・マルティン市
 15. ネハバ市
- ※ 近隣の都市

3. 実施および調整機関

本計画に関するエル・サルヴァドル側の実施機関は、首都圏および近隣の市議会によって創設され、サン・サルヴァドル市長によって代表されるサン・サルヴァドル首都圏市長会議（COA MSS）である。調整機関は、社会経済開発企画調整省である。（別添-2参照）

4. エル・サルヴァドル側の要請内容

調査団と協議の結果、エル・サルヴァドル側は、以下の機材を最終的に要請した。

（1）廃棄物の収集、および運搬用の機材

1. ゴミ収集車

2.5立方ヤード級 3台

1.8立方ヤード級 60台

1.0立方ヤード級 21台

2. ごみ運搬用ダンプトラック（8m³） 2台

3. 修理工作車

重装備用 1台

軽装備用 4台

4. 無線機

固定局用 1台

移動局用 8台

5. オートバイ（125cc） 25台

6. ごみコンテナ（2m³） 189個

（2）廃棄物衛生埋立場用の機材

1. バケット付き掘削機（1m³） 1台

2. ダンプトラック（8m³） 2台

3. ごみ埋立用転圧機（20トン） 2台

4. モータースクレーバ（8m³） 2台

5. トラック積載重量測定機（50トン） 2台

しかしながら、最終的な協力の範囲は、さらに調査を実施して決定することとする。

5. 協力の範囲

日本側は、以下の事項を踏まえ、継続調査において、計画の自立発展性に配慮した協力の範囲および規模の検討を行う。

- (1) 1988年度計画の評価による本計画実施の効果の検討
- (2) 都市清掃に関する計画との整合性、および全体計画における本計画の位置付け
- (3) 運営管理体制
- (4) 財務的・技術的な自立発展性の確保
- (5) 廃棄物処理行政の整備状況
- (6) 廃棄物処理体制の整備状況

6. 日本の無償資金協力制度

- (1) エル・サルヴァドル側は、調査団の説明した日本の無償資金協力の内容を理解した。
- (2) エル・サルヴァドル側は 本計画が日本の無償資金協力によって実施される場合、計画の円滑な推進のため、別添-3に示す必要な措置を執る。

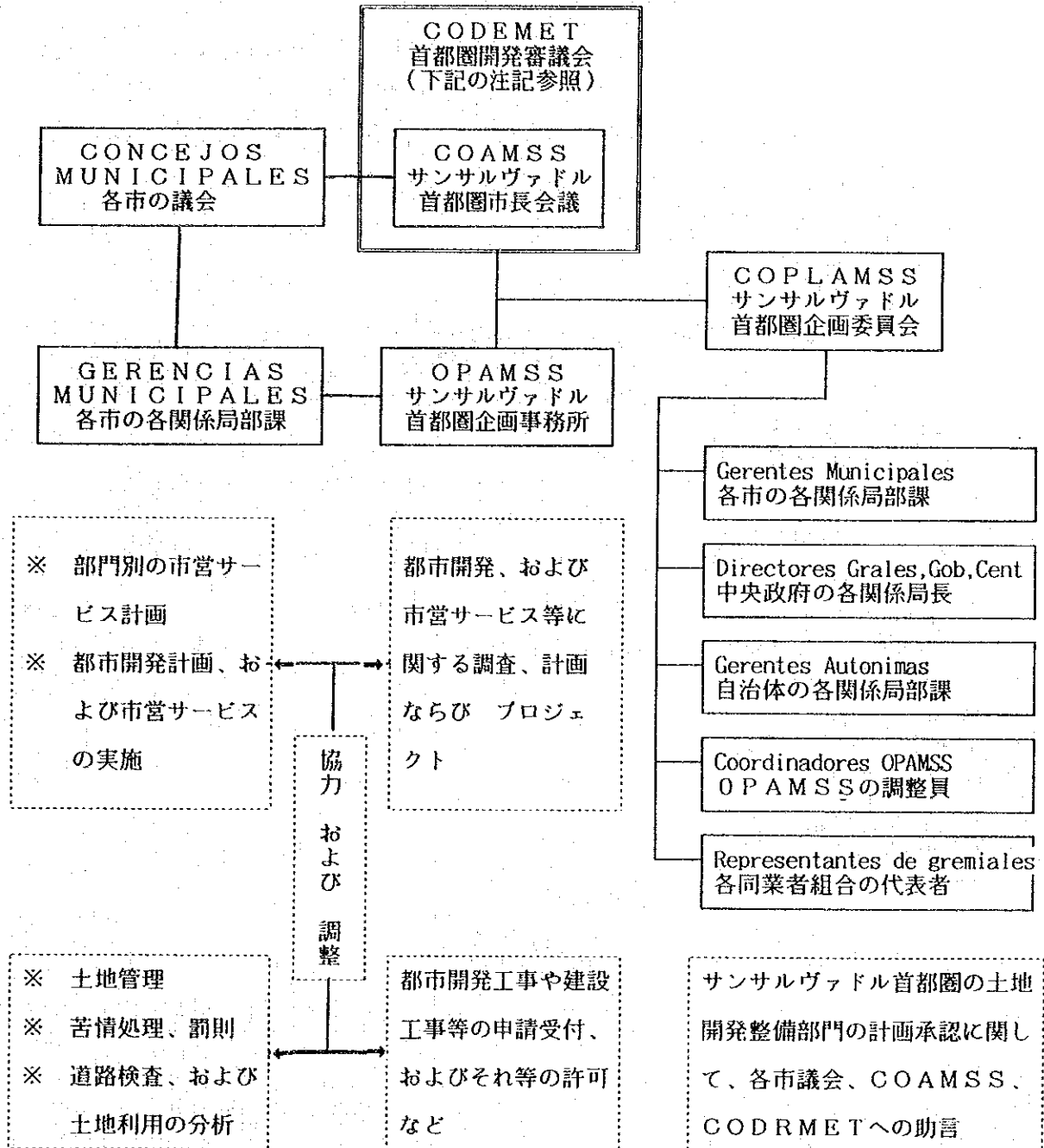
7. 協議の概要

- (1) COAMSSは、本計画が実施される場合、速やかに機材配備に必要な車庫のスペースおよび運営体制（予算・人員・予備部品倉庫等）を整備する。
- (2) 本計画で調達される機材は、各市に帰属して公共財産となる。
- (3) 本計画の一部を民営化する計画は無い。
- (4) COAMSSは、各市と連携を図りながら、全ての市で調達された機材が、効果的かつ適切に運用管理されるように努める。
- (5) COAMSSより、ごみ処理部門における2名の日本での研修について要望があった。

ANEXOS : 添付書類

ANEXO-1 : [本計画の15都市の位置図] 本文添付の図面に付き省略

ANEXO-2 : [首都圏15都市の市長会議 (OPAMSS) と関連機関との組織系統]



《注》 CODEMET には、社会経済開発企画調整省 (MIPLAN)、環境庁 (SEMA) が含まれる。

ANEXO-3 : 添付書 - 3

本計画が実施された場合、エル・サルヴァドル共和国政府の執るべき措置

1. 陸揚げ港において、本計画により調達された機材の速やかな荷揚げ手続き、免税の装置、通関手続き、および速やかな国内輸送を保証する。
2. 認証された契約に基づく機材の調達およびサービスに関する役務を提供する日本人に対し、作業のためエル・サルヴァドル国内滞在に必要な便宜を図る。
3. 本計画にかかわる日本人に対し、認証された契約に基づく機材の調達、役務の提供に関する関税、国内税、その他エル・サルヴァドル国内で課税される一切の税金を免除する。
4. 銀行取り決めに基づき、日本の外国為替取扱銀行への業務手数料を支払う。
5. 日本の無償資金協力に含まれない、本計画実施に必要な全てのコストを負担する。
6. 認証された契約によって調達された機材を適正かつ効果的に意地、使用する。

ANEXO-4 : 添付書 - 4

廃棄物の収集機材と運搬機材の配置表

サン・サルヴァドル首都圏都市と近隣都市	ゴミ収集車			ダンプトラック 8m ³	修理工作車		無線機器		オートバイ 125 cc	コンテナ 2m ³
	25Y ³	18Y ³	10Y ³		重装備用	軽装備用	固定局用	移動局用		
1. サン・サルヴァドル	2	16	5	2	1	4	1	8	5	54
2. ツパパンゴ	1	9	3	-	-	-	-	-	3	30
3. メヒカス	-	5	2	-	-	-	-	-	2	15
4. サンタ・テクラ(新サン・サルヴァドル)	-	4	1	-	-	-	-	-	2	12
5. シウダド・テルガフ	-	5	2	-	-	-	-	-	2	15
6. アボバ	-	4	1	-	-	-	-	-	2	12
7. イロパンゴ	-	4	1	-	-	-	-	-	1	12
8. クスカタソソソ	-	3	1	-	-	-	-	-	1	9
9. サン・マルコス	-	2	1	-	-	-	-	-	1	6
10. サン・マルティン	-	3	1	-	-	-	-	-	1	9
11. アンティガ・クスカトラ	-	1	1	-	-	-	-	-	1	3
12. サント・トマス	-	1	1	-	-	-	-	-	1	3
13. ネババ	-	1	1	-	-	-	-	-	1	3
14. アユツトベケ	-	1	-	-	-	-	-	-	1	3
15. サンティアゴ・テキサクアンゴス	-	1	-	-	-	-	-	-	1	3
合計	3	60	21	2	1	4	1	8	25	189

最終埋立処分場の機材	台数
1. バケツ付き掘削機 (1m ³)	1
2. ダンプトラック (8m ³)	2
3. 6m埋立用圧機 (20トン)	2
4. モータースクレーパー (8m ³)	2
5. トラック機重量測定機 (50トン)	2

注記 : 左記の最終埋立処分場用の機材は、全てサン・サルヴァドル市に配備して、管理運用を行う。

日本の贈与（無償資金協力）制度

国際協力事業団（JICA）・無償資金協力調査部

1. 無償資金協力実施の手順

日本の無償資金協力は、次のような手順によって実施される。

- | | |
|-------|----------------------|
| 1) 要請 | (被援助国側よりの要請書の提出) |
| 調査 | (JICAによる基本設計調査) |
| 審査と承認 | (日本国政府による審査と内閣による承認) |
| 実施の決定 | (両国政府による交換公文の署名) |
| 実施 | (プロジェクトの実施) |

- 2) 第一段階である「要請」は、被援助国政府から提出された要請書を基に、日本国政府（外務省）は無償としての妥当性を検討する中で、案件としてのプライオリティが高いことが承認された場合には、JICAに対して調査の指示を行う。

第二段階である「調査（基本設計調査）」は、JICAが実施するがJICAは原則として、この調査を日本のコンサルタントとの契約によって行う。

第三段階の「審査と承認」は、第二段階でJICAが作成した基本設計報告書を基に、日本政府が、そのプロジェクトが無償として適当であるかを審査した上、閣議要請を行う。

閣議によって承認されたプロジェクトは、第四段階で両国政府による交換公文の署名によって正式決定に至り、贈与が実行に移される。

贈与の実行に際して、JICAは入札・契約手続き、その他の事項につき、被援助国政府に協力を行う。

2. 調査の位置付け

1) 調査の内容

JICAが実施する調査（基本設計調査）は、要請の背景、目的、効果、並びに実施に必要な維持管理能力等を調査し、その妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものであるが、その目的はあくまでも日本政府が無償として承認するに当たっての基礎的資料（判断材料）に位置付けられる。

なお、当然のこととして、要請された内容が全てそのまま協力の対象となるのではなく、日本の無償のスキーム等を勘案し、基本構想が確認される。

また、無償として実施するに当たって、日本は被援助国側の自助努力を求める立場から、被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項である場合であっても、その実施の担保を求めるものであり、最終的には被援助国政府の関係する機関全てとの確認をミニッツより行う。

2) コンサルタントの選定

調査の実施に際して、JICAは登録業者の中からプロポーザル方式により、コンサルタントを選定する。選定されたコンサルタントは、JICAの指示に基づいて基本設計調査を行い、報告書を作成する。

なお、無償の実行が交換公文により決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性と、新たに詳細設計や施工管理業務を任せるコンサルタントを選定する時間的余裕が無いため、JICAは当該のコンサルタントを被援助国政府に推薦する。

3. 無償資金協力のスキーム

1) 無償資金協力とは

無償資金協力とは被援助国に返済義務を課さないで資金を供与する援助で、被援助国が自国の経済・社会の発展のための計画に役立つ施設、資機材および役務（技術あるいは輸送等）を調達するために必要な資金を日本の関係法令に従って、以下のような原則により贈与するもので、日本が資材・機材、設備等を直接に調達して、現物供与する形態は執っていない。

2) 交換公文の署名

無償資金協力の実施に当たっては、政府間の合意・署名（E/N）が必要である。交換公文では、当該プロジェクトに係わる目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

3) 「供与期限」は、日本の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、交換公文の署名からコンサルタントおよびコントラクター等との契約を経て、最終的な支払を含めて全てを終了しなくてはならない。

但し、天候等のやむを得ない事情により、搬入、据え付け、工事等が遅延した場合には、両国間の協議により、一年間（一財政年度）の延長が可能である。

4) 贈与によって調達される生産物および役務は、原則として日本国、および被援助国の生産物、ならびに日本国民または被援助国民の役務を購入するため、適正にかつ専ら使用される。ここでいう「日本国民」という語は、日本国の自然人、またはその支配する日本国の法人を意味する。

なお、贈与は、両国政府が必要と認める場合には第三国（日本および当該国以外）の生産物の購入、あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。

但し、無償の原則により、贈与を実施するに当たって、必要とするプライムコントラクター、即ち、コンサルタント、施工業者、および調達業者は「日本国民」に限定される。

5) 「認証」の必要性

当該国政府または政府が指定する当局が行う「日本国民」との契約は、「円貨建」で締結され、かつ日本政府による「認証」を必要とする。「認証」は贈与財源が日本国民の税金であることによる。

6) 被援助国に求められる措置

無償資金協力が実施されるに際して、当該国政府は以下のような措置が求められる。

- (a) 施設案件の実施に当たっては、施設の建設に必要な土地を確保し、かつ用地の整地を行う。
- (b) 用地の整地を行うに際しては、併せて、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。
- (c) 資機材等の案件については、必要な建物等が確保されること。

- (d) 原則として、贈与に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関、および国内輸送等に係わる経費の負担と、速やかに実施されることの確保。
- (e) 認証された契約に基づき、調達される生産物および役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税、およびその他の財政過徴金を免除すること。
- (f) 認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国、および滞在に必要な便宜を与えること。
- (g) 無償資金協力の贈与に基づいて建設される姿勢、および購入される機材は、当該プロジェクト実施ために、適正かつ効果的に使用され、維持されること、並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。
- (h) 「再輸出」
無償資金協力の贈与に基づいて購入される生産物は、当該国から再輸出されてはならない。
- (i) 銀行取り決め
 - 当該国政府または「指定された当局」は、日本国内の外国為替公認銀行に当該国政府名義の勘定口座を開設する必要がある。日本国政府は、認証された契約に基づいて、当該国政府もしくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を、その勘定口座に「日本円」で払い込むことにより、贈与を実施する。
 - 日本国政府による払い込みは、当該国政府または指定された当局が発行する「支払受権書」に基づいて「銀行」が支払い請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

(以上)

3. 面談者リスト

① 在エルサルヴァドル日本大使館 Embajada del Japon

Calle Loma Linda No. 258. Col. San Benito, San Salvador, EL SALVADOR
TEL, 224-4740, 224-4612. FAX, 298-6685

特命全権大使	石原 重高	Ishihara Shigetaka
参事官	打村 晋三	Uchimura Shinzo
2等書記官	古尾谷 清	Furuoya Kiyoshi
大使館員	枝元 重樹	Edamoto Shigeki

② 在エルサルヴァドル国(国際協力事業団・青年海外協力隊) JOCV調整員事務所
Voluntarios Japoneses en Cooperacion Tecnica con el Extranjero (JOCV)

Calle del Mirador. No. 15 - 288. Colonia Escalon. San Salvador. EL SALVADOR
APDO. POSTAL 01-114. TEL. 223-7258. FAX, 223-7234.

所長 山際 秀雄 Yamagiwa Hideo

③ 企画省 (社会・経済・開発・調整・企画省 = 略: MIPLAN) (●印の Sra. は女性)
Ministerio de Planificacion y Coordinacion del Sesarrollo Economico y Social.

Final 17. Avenida Norte, Edificio 2, Centro de Gobierno, Costado Poniente de C.E.L.
Commutador (直通番号) 221-2300. TEL (直通番号) 221-4376, 5299. FAX, 221-5346

大臣 ラモン・E・ゴンザレス・ギネール Ministro, Ing, Sr, Ramon E, Gonzalez Giner

次官 マリア・テレサ・O・デ・レンドン Viceministro. ●Sra. Maria Teresa O. de Rendon

外国協力公共投資総局長 ロベルト・A・ソルト・フレテス Sr, Roberto A. Sorto Fletes
Director General de Cooperacion Externa e Inversion Publica.

外国協力課長 リナ・デ・アルクイン Lic, Sr, Rina de Jarquin
Directora Cooperacion Externa,

外国資金調達技術事務担当補佐 フランシスコ・A・リバス Sr, Francisco A. Rivas
Asistente Ejecutivo, Secretaria Tecnica del Financiamiento Externo.

JICA派遣専門家 布施 幸秀 Fuse Yukihide. TEL, 221-2006 (直通). FAX, 222-8070

④ 環境庁 Secretaria Ejecutiva del Medio Ambiente (略: SEMA)

所在地 (名刺未受理で不詳)

長官 オラシオ・リオス Director Ejecutivo. Lic, Sr, Horacio Rios

法律顧問 アイダ・カスチージョ・セナ Asesor Legal. Lic, Sr, Aida Castillo Cena

環境技術官 フランシスコ・ゲヴァル Tecnico Ambiental, Lic, Sr, Francisco Guevar

環境企画官 エリック・フロット Planificacion Ambiental. Arg, ● Sra, Erick Frot

⑤ サン・サルヴァドル首都圏市長評議会（略：COAMSS）
Consejo de Alcaldes de Area Metropolitana de San Salvador

都市名: Municipio		10月1日現在の市長名(含・助役)	
☆ 1. サン・サルヴァドル	San Salvador	Alcalde.	Mario Eduardo Valiente Ortiz
☆ 2. ソヤパンゴ	Soyapango	Alcalde.	Manuel Molina Lopez
☆ 3. イロパンゴ	Ilopango	Alcalde.	Miguel Angel Tochez Jovel
☆ 4. シュダ・デルガド	Ciudad Delgado	Alcalde.	Carlos Enrique Colindres
☆ 5. サン・マルコス	San Marcos	Alcalde.	Rodolfo Bojorquez
☆ 6. ネジャパ	Nejapa	Alcalde.	Rene Canjura
☆ 7. サント・トマス	Santo Tomas	Alcalde.	German Sanchez Vasquez
☆ 8. アポパ	Apopa	Alcalde.	Romeo Humberto Gonzalez
☆ 9. クスカタンシンゴ	Cuscatancingo	Alcalde.	Jose Mauricio Aguilar
☆ 10. メヒカナス	Mejicanos	Alcalde.	Ramon Ernesto Posada Font
☆ 11. サンティアゴ・テキサクワンゴ	Santiago Texacuango	●Alcalde.	Aida de Estupinian
☆ 12. サン・マルティン	San Martin	Alcalde.	Valentin Castoro
☆ 13. アユツテペケ	Ayutuxtepeque	Alcalde.	Julio Toledo
※ 14. 新サン・サルヴァドル (旧名: サン・テクラ)	Nueva San Salvador (助役: Teniente de Alcalde)	●Alcalde.	Ana Vilma de Cabrera Marcelino Castro Ramirez
※ 15. アンティグア・クスカトラン	Antiguo Cuscatlan	●Alcalde.	Zoila Milagro Navas

(注記) ☆印は、サン・サルヴァドル県、 ※印は、リベルタード県。 ●印は、女性市長

⑥ 首都圏企画事務所 (OPAMSS) TEL. 298-2943. 5209. 5215. FAX. (課外)
Oficina de Planificacion del Area Metropolitana de San Salvador

Centro Comercial Ferio Rosa Local H 309. (●印は女性で、Sra は既婚女性の敬称)

所長 マルタ・シルビア・M・デ・サンドバル ● Sra. Marta Silia M. de Sandoval
Directora Ejecutiva, OPAMSS.

次長 ビルマ・ルス・デ・メレンデス ● Sra. Vilma Ruth de Melendez
Subdirectora, OPAMSS.

土地利用部長 クラリス・サ・H・ロドリゲス ● Sra. Clarisa H. Rodriguez
Coordinadora del Departamento de Usos del Suelo

⑦ サン・サルヴァドル市役所
Concejo Municipal de San Salvador, Gerencia General de Administrativa

助役 デイジー・レイノーサ Lic. Deisy Reynosa
Teniente de Alcarde y Gernte de General

市評議員 マリオ・グスタヴォ・バリエンテ Sr. Mario Gustavo Valiente
Regidor de Municipal

⑧ サン・サルヴァドル市役所・環境衛生局
Concejo Municipal de San Salvador, Direccion General de Saneamiento Ambiental.

Final Calle Concepcion No-188. la Gorita. Departamento de Recolacion.
TEL. 276-0202. 276-0240.

環境衛生局長 カルロス・エドアルド・メレンデス Ing. Carlos Eduardo Melendez
Gerente de Saneamiento Ambiental

局長補佐官 ホセ・ラファエル・アマヤ Lic. Jose Rafael Amaya
Asistente Gerencia de Saneamiento

環境衛生部長 カルロス・アルマンド・カジェハス Ing. Carlos Armando Callejas
Jefe de Departamento de Saneamiento Ambiental

修理工場長 マルコ・ビニシオ・パーカス Sr. Marco Vinicio Pacas
Jefe de Departamento de Plantel y Talleres

道路清掃係長 マヌエル・デ・ヘスス・オリバル Sr. Manuel de Jesus Olivar
Jefe de Seccion Barrido de Calles

埋立作業所長 トマス・フランシスコ・カスティロ Sr. Tomas Francisco Castillo
Jefe de Seccion MARIONA de Relleno Sanitario

⑨ 米国国際援助機関 (USAID) 在エル・サルヴァドル事務所 《米国大使館の構内》
Agencia de los Estados Unidos para el Desarrollo Internacional USAID EL SALVADOR

Final Boulevard, Santa Elena Sur Antiguo Cuscatlan, EL SALVADOR
TEL. (503) 98-16606. FAX. (503) 98-0885. AMEMBASSY UNIT 3110.
APO AA 34023.

プロジェクト部長 フェリックス・ロドルフォ・クリスターレ
Gerente de Proyectos Felix Rodolfo Cristales

資源生産事務所・天然資源/環境の顧問 ピーター・H・コア Peter H Core
Asesor del Medio Ambiente y Recursos Naturales. Oficina de Recursos Productivos

- ⑩ エルサル NGO 団体 (Centro Salvadoreño de Tecnología Apropriada, 略: C E S T A)
エルサル NGO 団体 (Programa de Investigación el Medio Ambiente, 略: P R I M A)

Email : Cesta (a) nicarao. apc. org. (Sr.は男性、Srta.は未婚女性の敬称)

17 C. Ote. No.285. TEL. (503) 221-6317. FAX, 226-6903 San Salvador.

調整員 カルロス・ゴンサロ・カナス Coordinador. Ing, Sr, Carlos Gonzalo Canas
農業技術員 シルビア・マルガリタ・フロレス Ing, Agronoma. ●Sra, Silvia Margarita Flores
化学技術員 レイラ・セラヤ・アレグリア Ing, Quimica. ●Sra, Leyla Zelaya Alegria

11 サン・サルヴァドル市内の第3国調達機材用の販売代理店、および製造会社

- (1) クイノネス・ヘルマノス社 (QUINONEZ HERMANOS S.A) TEL.223-2905.

Calle Amberes 146. Colonia Roma. Apartado Postal 01 22 San Salvador

社長補佐(兼)販売主任 エルネスト・モンテ Sr, Ernesto Montes

- ※ ゴミ収集車 (25Y³, 18Y³, 10Y³, 車体: 糶International機、架装部: 糶HEIL機)
- ※ ダンプトラック (8m³積級、車体: 糶International機、架装部: 糶HEIL機)
- ※ 修理工作車 (各装置一式、車体: 糶International機、架装部: 糶HEIL機)

- (2) コヘサ社 (COGESA : Compañia General de Equipos, S.A. de C.V)

Apartado Postal 1000. San Salvador. TEL.503-223-2323. FAX.503-224-3743.

機材販売支配人 マリオ・C・セルバ Ing, Sr, Mario C, Selva

- ※ ゴミ収集車 (25Y³, 18Y³, 級、車体: 糶Mack機、架装部: 糶HEIL機)
- ※ ダンプトラック (8m³級として10m³, 車体と架装部は同上)
- ※ バックホウ型掘削機 1m³級 (米国: CAT社製・325L型)
- ※ ゴミ埋立用の転圧機 20屯級 (米国: CAT社製 816B型)
- ※ モータースクレーバ 8m³級 (米国: CAT社製 613C型)

- (3) テレシス社 (Telesis社 : Sistemas de Radiocomunicacion)

73 Avenida Norte No. 338. Col Escalon. San Salvador. TEL.298-2222

技術支配人 フランシスコ・H カールリン Ing, Sr, Francisco H. Currlin

販売支配人 フランシスコ・J・ヘシリケェス Sr, Francisco J. Henriquez

- ※ 無線機・固定局型と車載移動局型 (米国: MOTOROLA社製)

- (4) コミュニケーション・デジタル社 (Comunicaciones Digitales, S.A. de C.V.)
Sur No.920. San Salvador. TEL.271-4126. FAX.271-4409.
営業部長 (見積書の署名文字は難解で読めない)
※ 無線機・固定局と車載移動局型 (米国の EFJohnson 社製と日本の UNIDEN 社製)
- (5) F・A・ダルトン社 (F・A・DALTON & Co) TEL.271-5418. 5419. FAX.222-1884
3a. Calle Poniente y 5a. AV. Norte. No 308. Apartado Postal 67. San Salvador.
販売主任 ラウル・E・ダルトン Raul E. Dalton
※ トラック積荷重量計測機 50 屯計量型 (米国: METTLER TOLEDO 社製)
- (6) M. J. インター社 (M. J. INTER, S.A. de C.V.) TEL. 503-336-0052.
Km. 11. Carretera Troncal del Norte. Apopa, San Salvador.
Apartado Postal No 548
社長 マックス・レネ・オリバ Ing. Max Rene Oliva, J.
※ コンテナ 2 m³ (製造は同社の工場、大規模な板金加工工場である)
- (7) トラデル社 (TRADER, S.A. de C.V.) TEL. 279-0011. FAX.503-223-8308
Avenida Olimpica y 59a, Avenida Sur San Salvador.
社長 ロベルト・ロドリゲス・トラバニノ Roberto Rodriguez Trabanino
※ オートバイ 125cc (日本のスズキ・オートバイ代理店)
- (8) エンサムブラドラ・サルバドレナ社 (ENSAMBLADORA SALVADORENA, S.A. de C.A.)
Boulevard Venezuela No.1155. Apartado Postal 974. TEL. 271-3777.
販売主任 ヘルベルト・リベラ・バレンシア Lic. Herbert Rivera Palencia
※ オートバイ 125cc (日本のホンダ・オートバイ代理店)
- (9) ムリージョ社 (Murillo, s.a.) TEL.271-4344. 4789. FAX. 221-1699
25 Av. Sur No.909. San Salvador.
ヤマハ販売主任 グイジェルモ・A・リナレス Lic. Guillermo A. Linares
※ オートバイ 125cc (日本のヤマハ・オートバイ代理店)

(以上)

4. 収集資料リスト

4-1. エル・サルヴァドル国とサン・サルヴァドル市首都圏の地図類

- ① エル・サルヴァドル共和国の全国地図（国土地理院・1984年発行・縦65cm×横101cm）
MAPA OFICIAL, DE LA REPUBLICA DE EL SALVADOR, 1/300,000
- ② エル・サルヴァドル共和国の全国地図（国土地理院・1988年発行・縦43cm×横65cm）
REPUBLICA DE LA EL SALVADOR, 1/500,000
- ③ サン・サルヴァドル市全図（国土地理院・1994年発行・縦66cm×横106cm）
PLANO DE LA CIUDAD DE SAN SALVADOR, 1/15,000
- ④ サン・サルヴァドル県内の各都市平面図書（国土地理院・1988年発行・縦26cm×横33cm、全23頁）
PLANOS URBANOS, DEPARTAMENTO SAN SALVADOR. (全県図×1枚、首都市図×1枚、圏内都市×18市)
- ⑤ 首都圏15都市とゴミ埋立場位置図（国土地理院1/25,000地図に、環境衛生局が要点記入した図。縦91cm×横173cm）

4-2. 国家開発計画等に関する資料

- ① 1994-99年エルサルヴァドルの戦略（社会経済開発財団・1994年3月発行・A4版・全32頁）
EL SALVADOR - ESTRATEGIA 94-99. Marzo, 1994.
Soluciones Sociales y Reformas Economicas.
Fundacion Salvadorena para el Desarrollo Economico y Social.
- ② 1994年7月カルデロン新大統領の就任演説全文書（縦17cm×横24cm、全21頁）
Discurso del Señor Presidente de la Republica.
Dr.Armando Calderon Sol, en la Toma de Posesion el Primero de Junio de 1994.

4-3. 首都圏開発計画に関する資料

- ① サンサルヴァドル首都圏と近隣都市の地域開発整備法（首都圏企画事務所・1993年12月発行・13cm×21cm）
LEY, DE DESARROLLO Y ORDENAMIENTO TERRITORIAL DEL AREA METROPOLITANA DE
SAN SALVADOR Y DE LOS MUNICIPIOS ALEDAÑOS, OPAMSS, DICIEMBRE, 1993.
- ② サンサルヴァドル首都圏都市の開発計画“2000年の首都圏計画”（首都圏企画事務所・A1版・1枚）
PLAN DE DESARROLLO URBANO DEL AMSS, 1990-2000. “METROPLAN 2000”
PLANO GENERAL DE ZONIFICACION DEL AMSS. COAMSS - OPAMSS.

4-4. 環境改善計画に関する資料

- ① エルサルヴァドル共和国の国家環境戦略（環境庁・1994年8月・A4版・全94頁）
ESTRATEGIA NACIONAL DEL MEDIO AMBIENTE. SEMA : Agosto, 1994
- ② 全国79都市のゴミ処理提案書（都市開発研究所の職員作成の非公式資料・1993年1月～2月頃の印刷・A4版・全22頁）
Programa Propuesto por el Instituto Salvadoreño de Desarrollo Municipal (ISDEM)
PARA EL MANEJO INTEGRAL DE LOS RESIDUOS SOLIDOS GENERADOS EN 79 MUNICIPIOS
DE LA REPUBLICA DE EL SALVADOR.

4-5. ゴミ処理法規等に関する資料

- ① エルサルヴァドル共和国・衛生法の抜粋（厚生省・1988年5月11日公布・A4版・全4頁）
CODIGO DE SALUD. DECRETO No-955. EL SALVADOR Ministerio de Salud Publica
Tomo 299. Numero 86. Miercoles 11 de Mayo de 1988.
- ② サンサルヴァドル市・清掃規程（市役所・1989年規程・B6版・全16頁）
ORDENANZA REGULADORA DEL ASEO DE LA CIUDAD DE SAN SALVADOR, 1989.
- ③ サンサルヴァドル市・市営事業の公共料金規定（市役所・1989年版と、1994年7月の改定版・B6版等）
(A) TARIA DE ARBITRIOS DE LA MUNICIPALIDAD DE SAN SALVADOR, 1989.
(B) ACUERDO No.32. Sesion Ordinaria 12 Julio de 1994. Decreto No.Seis. (改定版)

4-6. 1992年度の人口と住宅の国勢調査（センサス）結果、経済省：1993年2月発表

- ① エルサルヴァドル国全14県と市町村の国勢調査（センサス）結果による人口数（全14項）
CENSOS NACIONALES, POBLACION POR DEPARTAMENTO Y MUNICIPIO.
- ② エルサルヴァドル国全14県と市町村の国勢調査（センサス）結果による住宅数（全14項）
CENSOS NACIONALES, NUMERO DE VIVIENDAS POR DEPARTAMENTO Y MUNICIPIO.

4-7. 1988年度供与機材に関する資料

- ① 88年度供与機材の各入札結果報告書類と12都市への配分書類（西語文コピー）
- ② 88年度供与機材の伊藤忠商事と兼松江商からの各納品書類等（西語文コピー）
- ③ 88年度供与機材のD6H型ブルドーザ部品要請書（1994年10月9日附。西語文コピー）

5. 法令等の関係条文（和訳）

5-1. サン・サルヴァドル首都圏と近隣都市の地域開発整備法（1993年12月）

〔主要条項のみ記載〕

第1章 サン・サルヴァドル首都圏と近隣都市の地域開発整備法の目的

第1条 この法律の目的は、各地域の資源を最大限活用し、計画に関する法令を充分利用する事により、サン・サルヴァドル首都圏と近隣都市の地域整備、および都市部と農村部の開発を促進することにある。

第2条 この法律において、サン・サルヴァドル首都圏と近隣都市（Area Metropolitana de San Salvador y de los Municipios Aledanos）、あるいは略号の“AMSS”とは、次の都市の地域を言及するものである。

アンティグオ・クスカトラン、アボバ、アユツステベケ、クスカタンシンゴ、デルガド、イロパンゴ、メヒカノス、ネハバ、ヌエバ・サン・サルヴァドル、（注：略、サン・テラ）、サン・マルコス、サン・マルティン、サン・サルヴァドル、ソヤパンゴ

これらの都市は、その都市開発により、一つの都市あるいは集合都市を形成している。

第3条～第6条（省略）

第2章 首都圏の開発計画

第1節 組織制度

第7条 AMSSの組織制度は、4機関から成り立ち、以下の略号、名称、および機能により、定義付けされ、区別される。

COAMSS : 首都圏と近隣都市の市議会が設立した、首都圏市長会議。
(Consejo de Alcaldes del Area Metropolitana de San Salvador)

各関係都市の市条例によって、その市議会から依頼のあった都市計画の関連業務を実施する行政機関。

CODEMET : 首都圏開発審議会。(Consejo de Desarrollo Metropolitano)
完全なる政治的な機関である。

OPAMSS : サン・サルヴァドル首都圏企画事務所。
(Oficina de Planificacion del AMSS)
首都圏市長会議（COAMSS）の事務局として、技術的な機関である。

COPLAMSS : サン・サルヴァドル首都圏企画委員会。
(Comite de Planeacion del AMSS)
首都圏開発審議会の技術的諮問機関である。

第8条 COAMSSは、設立合意に定められた目的の遂行および機能と目的との一致を図るために、以下の事項を実施できる。

- a) 首都圏の開発整備政策の策定、および CODEMET への提案
- b) AMSSを構成する市議会に事前の諮問と、その後のAMSSの基本的原案の承認
- c) AMSS地域内の開発整備計画の一部を構成する市のセクター別、または中央政府のセクター別計画に関して、OPAMSSに申達した市の企画担当部門と中央政府の担当機関との調整。そのための取り決めと手続きはCODEMETの意向に従うこととする。
- d) AMSSの各市によって承認された地域計画と調和した首都圏計画規程を定めるための監視
- e) CODEMETと事前に取り決めた政策、計画およびプロジェクトと調和して、AMSS地域開発整備計画が効力を持つための土地利用に関連する技術規則の承認
- f) 中央政府機関が定めた全ての一般技術規則および首都圏の地域計画立法機関によるその他の法令等と同様に、この法律、規則、AMSS地域の開発整備計画、その他規則を適用して、地域開発の規制を行うために、OPAMSSを通したAMSS各市との協力
- g) AMSSの各市議会への事前の諮問後、この法令に関する規則の承認
- h) CODEMETの招集
- i) この法令の目的達成に必要と考えられ、この法令に含まれていない内容の決定

第9条 首都圏開発審議会(CODEMET)は、各市と中央政府との間の相互協力を図ることを目的とした機関である。この審議会は、COAMSSの各市長、社会経済開発調整企画大臣(略:企画大臣)、大蔵大臣、公共事業大臣、住宅都市開発担当次官、教育大臣、厚生社会福祉大臣、国家環境諮問委員会(CANAMA)の議長、水道公社総裁、レンバ河水力発電委員会の議長、および通信公社総裁、によって構成される。

CODEMETの調整は、サン・サルヴァドル市長が実施し、住宅都市開発担当次官が事務局長を務める。

第10条 CODEMETは、AMSS地域開発整備の調整後、取り決めや手続きの機関として機能し、以下の機能を有している。

- a) AMSS地域の開発整備に関する政策の決定
- b) AMSS地域の社会福祉達成のため、中央政府とAMSS各市との間の事業調整
- c) AMSS地域の開発整備計画の策定と実施のために必要な資源関係業務の推進
- d) AMSS地域の開発整備計画に必要な規則の取り決め

CODEMETは、その目的達成のため、AMSS都市開発の公共投資計画と、そのプロジェクトを閣議に提案する。

第11条 サン・サルヴァドル首都圏企画事務所（OPAMSS）は、その設立合意に定められた目的と権限に従い、以下の事項を実施しなければならない。

- a) その機能、および権限遂行のために、COAMSSとの協力
- b) AMSSの基本的構想の策定、および承認を得るためのCOAMSSへの提案
- c) AMSS地域の開発整備計画の策定、および技術的評価の過程管理
- d) CODEMETとともに、決定されたAMSSの政策・計画・プロジェクト、AMSS各市の市議会が承認した地域政策・計画・プロジェクトに従い、AMSS地域の開発整備計画が、効力を発するのための特別技術規則の作成、およびCOAMSSへの提案
- e) AMSSにおける区分化と建設プロジェクトが、この法律に示す整備規則等に定められた要求を満たすための監視
- f) 許可区域、禁止区域、および制限区域における土地利用の調査、区分化および建設のための許可、道路網および閑静地の決定、道路点検および区分化の手続きを通してプロジェクトを実施するための市の保証の取り付け、ならびに前述の事項を満たし、AMSSで実施する全てのプロジェクトの工事の受領、以上のために必要な手続きの法的な措置

その他、設立合意によってCOAMSSが指示する事項。

第12条 地方行政機関、および中央政府におけるAMSSの計画の調整、必要なコンサルタント業務を促進するため建設に関連した専門家、および企業の組合等の参加を許可する目的で、首都圏企画委員会がある。その略号はCOPLAMSSであり、その構成員は、CODEMETの構成機関が任命するAMSSの計画とプロジェクトの策定責任者、建築家組合の代表者、土木技術者組合の代表者、および合法建設企業組合の代表者である。このCOPLAMSSは、下記の機能を有する。

- a) AMSSの発展を管理するために、地域開発整備の政策取り決めに関するCODEMETへの助言
- b) AMSSの地域開発整備計画の取り決めに関するCODEMETへの助言
- c) AMSSの地域開発整備計画の策定過程における各組織間の協力支援
- d) AMSSの基本構想の承認に関するCOAMSSへの助言

首都圏企画委員会（COPLAMSS）は、所定の機能を遂行するため、内部規則を作成して、CODEMETの承認を得るものとする。

〔以下省略：以上〕

5-2. エル・サルヴァドル国の衛生法（1988年5月11日公布）

〔衛生法（Ley Código de Salud）の主要条項のみ記載〕

序文節 全体の規定（Disposiciones Generales）

第1条 本法令の目的は、国民の健康および社会的援助に関連した憲法上の原則や厚生省の国民健康審議会および他の国家機関の組織、機能および権限を定める規則、そして国民の健康に関連する業務を遂行するための民間保健機関と前記政府機関との相互関係を発展させることにある。

第10節 ごみ及びその他の廃棄物

第74条 公共ごみ捨て場の位置決定の許可および規制は、厚生省が所管する。

第75条 公共の建物および場所では、全て所管する保健当局の指示に従い、清潔に保たねばならない。

第76条 都市部における未利用の土地および開放地の所有者あるいは不法占有者は、感染症の発生源になることを防ぐため、それらの土地を閉鎖しなければならない。

第77条 性質上あるいはその危険性から、公共の清掃事業に引き渡してはならない廃棄物が発生する施設では、厚生省が認可する処理装置を備えなければならない。

第78条 厚生省は、直接あるいは権限を持った組織を通して、住民を煙、騒音、振動、悪臭、毒性ガス、火薬等の汚染から保護するために必要な対策を講じる。

（以下省略：以上）

5-3. サン・サルヴァドル市清掃規定（1989年制定）

SS市清掃規定 (Ordenanza Reguladora del Asco de la Ciudad de San Salvador, 1989) の主要条項のみ記載

サンサルヴァドル市・清掃規定

第1章 一般概念 (Conceptos Generales) 4～5条は省略

第1条 本規定において、固形廃棄物とは、気体および液体でない公共活動、商業、工業、農業、および家庭活動の結果である全ての廃棄物と理解する。

第2条 住宅ごみとは、 a) 残飯と家庭消費の残余物。 b) 一つの容器入って産業工場、商業、公共施設から出る包装や紙。 c) 通常使用の容器に収まる瓦礫や剪定後の枝木。 d) 歩道の清掃ごみ。 e) 上記物質の焼却残り灰。

第3条 非住宅ごみとは、 a) 産業廃棄物や灰。 b) 病院、診療所、葬儀社の廃棄物。 c) 屠殺場、市場、実験室、動物園等の廃棄物。 d) 家畜場、飼育場の排泄物。 e) 宿泊施設の廃棄物。 f) 動物の死骸。 g) 造園や剪定後の枝木。 h) その他。

第2章 市当局の権限 (de la Competencia Municipal) 7条は省略

第6条 下記の事項は市の管轄である。

- a) 住宅の固形廃棄物の収集、道路清掃、中央花壇と溪谷および近隣道路の清掃、ごみの最終処理、以上の業務の実施。
- b) 市の公園、広場、市場、緑地および公共遊歩道の清掃。
- c) 本規定の1条に記載する業務活動により発生するごみ収集場所の認可。
これは市の衛生理立場であってはならず、また廃棄物は事前審査を受ける。
- d) 個人または法人に対して、事前審査の実施と固形廃棄物の収集サービス提供の認可。

第3章 公共道路の清掃 (del Aseo de las Vias Publicas) 8～21条は省略

第4章 固形廃棄物の収集 (Recoleccion de Residuos Solidos)

第22条 ①住宅地からの家庭ごみは市が処分する。それらのごみは居住地域に人が滞在することによって生ずるものや、家庭生活のごみ、および当該地域の清掃結果としてのごみ等である。

②公共活動、産業、商業、農業から発生する廃棄物は、この規定の第25条に示す材料を除き、容量55ガロンの樽5個分を超えないもの。

③産業廃棄物と商業施設からの廃棄物に関する収集は周期的に実施され、不規則なものではない。このサービスを希望する企業と個人は、サービス開始15日前迄に、文書で申請し、また収集サービス終了報告も、それぞれ事前に必要である。

- 第23条 市当局は、下記の廃棄物収集は実施しない。
- a) 瓦礫、採石、および類似のもの。
 - b) 造園の残余物、剪定した枝木、荒地の清掃で出る廃棄物で少量ではないもの。
 - c) 家財道具、その他の家庭備品類で、少量ではないもの。
 - d) 前条②項の活動で生ずる廃棄物で、5樽分を超えるもの。
 - e) 病院、診療所、および類似施設の医療行為で発生する包帯、ガーゼ、綿、注射器等の医療廃棄物。また実験、臨床、その他類似の業務から発生するものも同様である。
 - f) 大きさが性質で、収集車の圧縮装置にダメージを与える全てのもの。
 - g) 毒性か腐食性のもの、容器の有無に関わらず液体、輸送中に液体が出るようなもの、および輸送中に不快を与える可能性のあるもの。

第24条 前条のe)項に示した廃棄物は、保健法に従い、発生した施設において焼却しなければならない。

第25条 ①ごみ容器、バケツ、コンテナには、可燃性物質、爆発物、放射性物質、毒性や病気感染性および汚染性または腐食性の物質、刃物類等の危険物や腐敗および悪臭発生の可能性のあるもの、そして如何なる理由にせよ公共道路利用者と近隣住民に不快感や迷惑を与えるものを投棄してはならない。

②コンテナの取扱は、内容物が公共道路に落ちないように、また風等で飛散しないように実施しなければならない。

第26条 いかなる個人も法人も、市当局の事前許可なく、この規定の第1条に示す業務から発生する廃棄物の輸送および利用に従事することはできない。

第5章 住宅ごみの捨て方 (Almacenamiento de Basure Domiciliaria)

第27条 1階あるいは2階以上の家屋では、住宅ごみは、この規定の第6章に定める容器かビニール袋に入れなければならない。

第28条 接近困難な2階以上の建物や集合住宅では、住宅ごみは前条の規定に従ってまとめ、全ての住民に共通の場所へ出さなければならない。その場所は収集車が入れる所であり、利用者および市当局の両者によって決められる。

第6章 固形廃棄物の容器 (Recipientes para Residuos Solidos)

第29条 ①住宅ごみは、金属製、プラスチック製、ゴム製のごみ容器に入れるか、またはビニール袋に入れる。なるべくダンボール箱、木箱、かご、普通紙等で包んだパッケージの使用は避ける。

②工業、商業、農業、公共活動等から発生する廃棄物は、本条①項の容器に入れ、1個の容量は55ガロン以下で、重量は100ポンド以下でなければならない。

- 第30条 前条の容器は、取扱い易く安全な形のもの、または把手のあるものとし、如何なる理由にせよ、ナイフ状や危険な縁があるものであってはならない。
- 第31条 ビニール袋は一杯にしても30ポンドを超えてはならない。容器の厚みと強さは通常の取扱で破れたり、染み出したりしないものとし、安全で適切に開閉できるものとする。
- 第32条 市の職員は、この規定に定められた以外のごみ容器を使用している場合、ごみと共にその容器も処分する。

第7章 固形廃棄物の撤去 (Evacuacion de Residuos Solidos)

- 第33条 工業、商業等の結果から発生する廃棄物は、指示された収集車到着時間の30分前までに、所定の場所へ、この規定で指示する容器に入れ、出して置かねばならない。また、ごみ収集後の容器は直ちに片付けなければならない。
- 第34条 これらの規定を遵守する責任は、所有者、借地人、不動産の他の資格所有者にある。管理人のいる建物では、管理人が責任を負い、賃貸住宅の場合は家の管轄者が責任を負う。
- 第35条 ごみが容器から溢れるような形で捨ててはならないし、地面に捨ててはならない。
- 第36条 住宅ごみ、産業および商業ごみは、公共道路に置かれた紙用のごみ容器に捨ててはならない。
- 第37条 廃棄物は、容器を横転させたとき自重で落ちるようにするため、容器の中で圧縮してはならない。
- 第38条 第23条のd)項で示した過剰ごみは、市の衛生立場に利用者が運び、決められた料金を支払わなければならない。

第8章 罰則 (de las Sanciones) 39～44条は省略

第9章 一般措置 (Disposiciones Generales) 45～48条は省略

(以下省略：以上)

5-4. サン・サルヴァドル市公共料金規定（1989年制定、94年改定）

サン・サルヴァドル市公共料金規定 (Tarifa de Arbitrios de la Municipalidad de San Salvador, 1989) の94年改定部分の関係条項のみ記載

1994年7月12日、サン・サルヴァドル市の通常市議会における合意、第32号告示第6号

サン・サルヴァドル市議会は下記の事項に言及する。

1. サン・サルヴァドル市は、地域の共有財産の主な統括組織として、義務として実施すべき事業を解決し、改善することとする。
2. 市の財政状況は、歳入に著しい欠損があり、上記の事業遂行が困難な状態にある。
3. サン・サルヴァドル市の公共サービス事業料金規定による現在の料金体系は十分でなく、市民のための目的遂行に必要な経済的財源が、市当局に集まらない。
4. 市税一般法の基本理念と精神において、市当局に対し税体系の見直しと適用を許可し、税体系の創案、変更および撤廃に関する市当局の自治権を尊重する。
5. 前項の言及結果として、市税と料金体系の見直しと改正による実施が必要である。

故に、憲法上の権限、市政法の第30条4項、および市税一般法の第257条、第277条の152項と153項を行使して、市議会はサン・サルヴァドル市サービス料金規定の改正を告示する。

— (中略) —

11. 市のサービス事業 (Servicios Municipales)

11.2. 清掃、照明、街路案内板 (Higiene, Alumbrado y Nomenclatura)

11.2.3. 清掃、環境衛生と整備事業 (Servicio de Aseo, Saneamiento Ambient y Ornato)

11.2.3.1~7. — (土地と住宅の料金につき、省略) —

11.2.3.8. 事前の許可を得て、市の衛生埋立場で処分する産業廃棄物

1立方メートル当り・月額料金17.00コロン

11.2.3.9. 事前の許可を得て、市の衛生埋立場で処分する他市の廃棄物

1立方メートル当り・月額料金10.00コロン

11.2.3.10. 工場および商業施設で使用する目的で、市が設置するコンテナ

月額料金500.00コロン

11.2.3.11. 工場および商業施設で使用する目的で、その使用者が設置するコンテナ

月額料金225.00コロン

(以下無関係項目につき省略：以上)

6. 首都圏ごみ処理事業の関係資料（和訳）

サン・サルヴァドル市役所の環境衛生局には、内戦中の1985年から89年までの5ケ年に実施したごみ処理の基本計画に関する『首都圏におけるごみ収集と処理の調査研究書（Análisis de los Estudios Realizados para la Recolección y Disposición de los Residuos Sólidos de Área Metropolitana de San Salvador, 1985-1989）』がある。

この調査研究書は、当時1首都だけで実施していた「ごみ処理事業」を、首都周辺を合わせた12都市（89年には13都市）の首都圏として、その合同ごみ処理事業を実施するための最初の基本計画と、その経過年次毎の変化を集成した基本計画の変遷書でもある。本計画書には今回要請の「首都圏清掃機材整備計画」に関する基礎的事項が多く記述されているので、その要点を下記の通り、左から右に主要事項の各年次順に内容整理して掲載する。

首都圏ごみ処理事業の基本計画に関する調査研究の変遷

SS市首都圏におけるごみ処理事業基本計画	ごみ処理事業基本計画の事前可能性調査計画	ごみ収集事業に関するコンサルの最終報告書	首都圏清掃事業公社に関する組織計画提案書
Plan Maestro de Desechos Sólidos del Área Metropolitana de San Salvador.	Estudio de Prefactibilidad del Plan Maestro de los Desechos Sólidos del Área Metropolitana de San Salvador.	Informe Final Sobre la Asesoría en Diseño de Recolección de Basuras en la Ciudad de San Salvador.	Informe de Consultoría Organización Propuesta para la Empresa Metropolitana de Aseo de San Salvador
実施年月 (1985年6月, Junio. 1985)	実施年月 (1987年3月, Marzo. 1987)	実施年月 (1988年9月, Sep. 1988)	実施年月 (1989年2月, Febrero. 89)
<ul style="list-style-type: none"> — 首都圏12都市の結合 — 1984年人口 サンサルバドル市 452,614人 その他の11都市 391,683人 合計 844,296人 — 首都圏のごみ発生量 サンサルバドル市 306.3t/日 その他の11都市 235.0t/日 合計 541.3t/日 — 首都圏のごみ収集量 サンサルバドル市 281.3t/日 その他の11都市 101.1t/日 合計 383.4t/日 — ソヤパゴ市の埋立場で焼分するごみ量 サンサルバドル市 281.3t/日 その他の都市 32.0t/日 合計 313.3t/日 — 首都圏各都市のごみ処理に関係する人数 サンサルバドル市 600人 その他の11都市 334人 合計 934人 	<ul style="list-style-type: none"> — 首都圏の12都市で組織 — 1986年人口 サンサルバドル市 471,669人 その他の11都市 414,402人 合計 886,071人 — 首都圏のごみ発生量 サンサルバドル市 356.6t/日 その他の11都市 269.4t/日 合計 626.0t/日 — 首都圏のごみ収集 サンサルバドル市 258.7t/日 その他の11都市 88.3t/日 合計 347.0t/日 — 1人当りのごみ発生量 0.65kg/人/日 — ごみの比重 173.22kg/m² — 首都圏各都市のごみ処理に関係する人数 サンサルバドル市 827人 その他の11都市 320人 合計 1,147人 	<ul style="list-style-type: none"> — 1988年のごみ発生量 家庭ごみ 161.1t/日 コンテナごみ 41.8t/日 市場等のごみ 36.6t/日 病院等のごみ 2.2t/日 ごみ捨場のごみ 68.5t/ — ごみ捨場の出来る理由 その付加には、歩行者通称しかなく、ごみ収集車が入れないためである。 — ごみ収集車の不足問題で、規則的なごみ収集が行われていない。 — ごみ作業員が、ごみ収集の際、道路端に取っ掛して行く事がある。 — 他市に接している場所では、他市の住民がごみを持ってきて捨てている。 — 市の監督員は4人だけで、巡回用車両も無い。また、ごみ処理の広報活動が必要 — 毎週のごみ収集回数は、4路線は6回、36路線は3回、である。 — ごみ収集の作業時間は、第1シフトは6時間、第2シフトは5.5時間、に制限されている。 	<ul style="list-style-type: none"> — 首都圏に、サント・トマス市が加えられ13都市になった。 — 1988年人口 サンサルバドル市 603,160人 その他の12都市 492,244人 合計 1,095,404人 — 首都圏のごみ発生量 サンサルバドル市 362.0t/日 その他の12都市 270.6t/日 合計 632.6t/日 — 1人当りのごみ発生量 サンサルバドル市 0.6kg/人/日 その他の12都市 0.55 " — ソヤパゴ市内のごみ埋立場では、1日当り441トンのごみが処理されている — ソヤパゴ市内のごみ埋立場は、技術者とごみ最終処理用の覆いが無いために、発生ガス抜き措置や、浸透水の措置等が行われていない。 — 首都圏各都市のごみ処理に関係する人数 サンサルバドル市 823人 その他の12都市 320人 合計 1,143人

SS市首都圏における ごみ処理事業基本計画	ごみ処理事業基本計画 の事前可能性調査計画	ごみ収集事業に関する コンサルの最終報告書	首都圏清掃事業公社に 関する組織計画提案書
実施年月 (1985年6月, Junio, 1985)	実施年月 (1987年3月, Marzo, 1987)	実施年月 (1988年9月, Sep, 1988)	実施年月 (1989年2月, Febrero, 89)
<ul style="list-style-type: none"> - 1人当りのゴミ発生量 0.60kg/人/日 - ゴミの比重 237.9kg/m³ 	<ul style="list-style-type: none"> - 1986年度のゴミ収入額と支出額 (単位: 百万コロン) 収入 支出 サンサルバドル市 5.65 9.16 その他の11都市 1.33 3.24 合計 6.98 12.40 - サンサルバドル市における、道路清掃は 1日当り2410ブロックに達している 	<ul style="list-style-type: none"> - サンサルバドル市には、25y³級軽便 ウインチ付のゴミ収集車が2台あり、 街路用の3y³級コンテナ106個から のゴミ収集を、3ルートで行っている。 - 1人当りのゴミ発生量 0.60kg/人/日 - 月一金のウイークデイのゴミ発生量は、 327.7/日 	
<p>現有のゴミ処理機械数</p> <ul style="list-style-type: none"> - 既存のゴミ収集車両 SS市 その他市 ゴミ収集車 41 1 ダンプトラック 11 22 普通型トラック 0 15 - ソパongo市内ゴミ埋立場の積材 ブドーザ 4 0 - ソパongo市内のゴミ埋立場の面積 全面積 8.4ha 既に埋立て済み面積 4.0ha 	<p>現有のゴミ処理機械数</p> <ul style="list-style-type: none"> - 既存のゴミ収集車両 SS市 その他市 ゴミ収集車 16 1 ダンプトラック 0 20 普通型トラック 0 12 	<p>現有のゴミ処理機械数</p> <ul style="list-style-type: none"> - 既存のゴミ収集車 SS市 その他市 ゴミ収集車 13 (無記) ダンプトラック 7 (無記) 押出し式指型車 1 (無記) コンテナ回収車 1 (無記) - 現有車両等は、各メーカーと型式が異なる ので、スベアパーツの合理的ストック が困難である。 - 修理工場の床は、コンクリート床で無い ため、降雨時の車両修理・点検整備には 支障が起きている。 	
<p>提言 (Recomendacions)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 普通型トラックは使用しない方が得策。 - ゴミ最終処理に、衛生埋立方式の推進 - 危険な状態がコントロール出来る迄は、 埋立場からスカベンジャーを退去させる - 現在のゴミ最終処分場を閉鎖する。 - 各都市のゴミ収集率を、市人口の80% カバー出来るようにする。 - 各市が、最低限度のゴミ収集車を保有す るよう指導する - 各都市に、公共的ゴミ処理キャンペーン が必要である。 - 首都圏各都市のゴミは、各都市が共同し て、合同処理すること。 - ゴミ埋立場は、首都サンサルバドル市の 近くに設けること。 - 病院等からの医療ゴミは、白色袋に入れ て、ダンプトラックで収集し、ISSS で焼却させる事。 - 工場などの産業ゴミを調査する事。 	<p>提言</p> <ul style="list-style-type: none"> - 首都圏に、各市合同の清掃公社の設立が 必要である事。 - サンサルバドル市内のゴミ埋立場には、 全市のゴミが捨てられる事。 - 下水道料金に、同料金の33%分をゴミ 料金として加算する事。 - これらの料金徴収を可能とするように、 法令を整備する事。 - 各都市住民に、ゴミに関する啓発を行う 事。 - 各都市のゴミ処理関係者の人材育成を行 うこと。 - ソパongo市内のゴミ埋立場を近代的に 改善する事。 - ゴミ収集ルートと、清掃ルートの決定を する事。 - 工場などの産業ゴミについて調査する。 - 民間の車両修理整備工場についての調査 する。 	<p>提言</p> <ul style="list-style-type: none"> - 家庭ゴミの収集ルートに、ゴミ捨て場の ゴミ量50.3t/日を加えると、合計 211.4t/日となる。 - 不法投棄ゴミ28.4t/日をコンテナ 回収ルートで収集すると、合計70.2 t/日となる。 - 不法ゴミ6.6t/日を、市場ゴミル ートで回収すると、合計43.2t/日と なる。 - 小型トラックで、道路に捨てられた不法 ゴミの回収を行う。 - ゴミ監視員を6人にして、無線電話付き オートバイを与え、ゴミ処理の公平化を 推進する。 - コンテナ回収車によるコンテナ容量は、 大容量のものに改める。 - 市場ゴミ等の特別ルートのゴミ収集は、 成るべく頻りに行う。 - 下記5台の既存トラックの活用を図る。 Mack製 軽便ウインチ付き 25y³級ゴミ収集車 2台 K1A製 ダンプトラック 3台 	<p>提言</p> <ul style="list-style-type: none"> - 以下のゴミ収集車両が必要である。 * サンサルバドル市 18y³級ゴミ収集車 16 台 25y³級ゴミ収集車 2 台 コンテナ回収車 4 台 * その他の都市 11m³級ゴミ収集車 24 台 - 首都以外の12都市に、ダンプトラック の代わりに、ゴミ収集車を保有させる。 - ゴミ収集車などの予防保全と修理などの ために、民間修理会社と契約することを 助言する。 - 修理契約を行った場合、そのチーフ者は 機械技術者であることと、相応の処遇が 必要である。 - スベアパーツは、的中率の高い品目を必 要量保有し、ネタイミグ良く補充する - スベアパーツの購入は、常にフレキシブル であること。

SS市首都圏における ごみ処理事業基本計画 実施年月 (1985年6月, Junio, 1985)	ごみ処理事業基本計画 の事前可能性調査計画 実施年月 (1987年3月, Marzo, 1987)	ごみ収集事業に関する コンサルの最終報告書 実施年月 (1988年9月, Sep, 1988)	首都圏清掃事業公社に 関する組織計画提案書 実施年月 (1989年2月, Febrero, 89)																																																						
<p>一 国際空港の海外ゴミは、焼却する事。</p> <p>一 ゴミ収集のため、ゴミ容器的規格化などを実施すること。</p> <p>(以下なし)</p>	<p>一 4ヶ年に分け、ゴミ収集車の購入を実施する事。</p> <table border="1" data-bbox="542 470 798 537"> <tr> <td>12m³級ゴミ収集車</td> <td>20台</td> </tr> <tr> <td>10m³級ダンプトラック</td> <td>77台</td> </tr> </table> <p>一 3ヶ年に分け、道路清掃用の容器などを購入する事。</p> <table border="1" data-bbox="542 582 798 739"> <tr> <td>手押し車</td> <td>1,125台</td> </tr> <tr> <td>ケル型容器</td> <td>6,750個</td> </tr> <tr> <td>ゴミ専用ホウキ</td> <td>54,000本</td> </tr> <tr> <td>作業員用マスク</td> <td>2,250個</td> </tr> <tr> <td>3y³級街路用コンテナ</td> <td>400個</td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱</td> <td>3,000個</td> </tr> </table> <p>一 上記には、ゴミ容器的の規格化が必要である。</p> <p>一 プラスチック製ゴミ袋200,000枚の無料配布が必要である。</p> <p>一 新しいゴミ最終処分場の埋立場には、ゴミ埋立の層を土で覆す衛生埋立場方式をが適当である。</p> <p>一 各ゴミ処理作業に従事する作業員には、適切な作業服の給与が必要である。</p> <p>一 プロジェクト担当責任者には、監督用の車両を貸与して、効率的な運営と管理を行うように、便宜の配達が望ましい。</p> <p>一 今後4ヶ年間の必要投資額は次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="542 1187 798 1321"> <tr> <td>1年目</td> <td>2,136,700千円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>2,241,000千円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>1,466,900千円</td> </tr> <tr> <td>4年目</td> <td>1,805,400千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,650,000千円</td> </tr> </table> <p>(以下なし)</p>	12m ³ 級ゴミ収集車	20台	10m ³ 級ダンプトラック	77台	手押し車	1,125台	ケル型容器	6,750個	ゴミ専用ホウキ	54,000本	作業員用マスク	2,250個	3y ³ 級街路用コンテナ	400個	ゴミ箱	3,000個	1年目	2,136,700千円	2年目	2,241,000千円	3年目	1,466,900千円	4年目	1,805,400千円	計	7,650,000千円	<p>一 破損したコンテナ修理、市内の必要場所へのコンテナ配置。</p> <p>一 従来の既存コンテナに代わる、新システムをスタディする事。</p> <p>一 購入は、狭い路地の人口にゴミ収集車を停車して、作業員が容易にゴミを収集積み込みが出来るような方法。</p> <p>一 各都市の住民は、所定のゴミ捨て場へ、ゴミを排出するようPR活動などで教育を推進する。</p> <p>一 ダンプトラックと押出し式箱型車は現在の8台から、計算では37台に増加するが、夜間のゴミ収集を止めて、昼間収集に転換するよう再考が望ましい。</p> <p>一 各ゴミ処理用の作業車両運転手は、担当地域のゴミ収集などに責任を持って実施できるように改める。</p> <p>一 1シフト当り2ルートを担当し、2台のゴミ収集車は、2シフトで、4ルートをかバー出来る。</p> <p>一 また、市場用には、2台(2シフト)と1台(1シフト)で、計3台で5ルートを実施できる。</p> <p>一 以上の改善には、以下の新車トラックが必要である。</p> <table border="1" data-bbox="845 1187 1101 1344"> <tr> <td>家庭ゴミ用収集車の新車</td> <td>9台</td> </tr> <tr> <td>市場ゴミ用収集車の新車</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>子供のゴミ収集車(新車)</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>コンテナ作業員用(新車)</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>道路清掃作業員用(新車)</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19台</td> </tr> </table> <p>一 新ゴミ収集車の規格は、16-18y³が適当である。</p> <p>一 各作業用の車両に関する予防保全と修理には、適切な民間の企業との契約も必要</p> <p>一 現在の各都市の修理工場は、床のコンクリート舗装、屋根の修理、照明の改善が必要である。</p> <p>一 修理工場の車両の予防保全には、修理工3-4人で、十分である。</p> <p>一 各作業員には、仕事の奨励金などに関する業務向上性の調査も必要である。</p> <p>一 各作業員の安全対策を図り、作業用被服を給与する。</p> <p>一 新しい埋立場の予定地(マリオナ)に対しては、ゴミ車両が自由に通行出来るアクセス道路、ゴミ埋立予定地の地形を調査して汚水の浸透やガス抜き等の予防措置、等が必要である。</p>	家庭ゴミ用収集車の新車	9台	市場ゴミ用収集車の新車	3台	子供のゴミ収集車(新車)	2台	コンテナ作業員用(新車)	2台	道路清掃作業員用(新車)	3台	合計	19台	<p>一 SS市環境衛生局の機械修理工場には、車両などの点検整備と修理に必要な機器と工具が必要である。</p> <p>一 ゴミ収集車などの保全と故障予防、補修等のために、運営に必要な人員の確保を行うこと。</p> <p>一 修理工場の組織と運営について、十分な調査と、対策を行うこと。</p> <p>一 首都圏の12都市では、SS市と同様にゴミ収集ルートを見直し調査して改善する。</p> <p>一 接近困難な地域には、必要な便宜措置を図って、住民教育することが必要である</p> <p>一 道路の清掃は、頻度の多いルートと収集方法等を考慮し、適切な方法で対策する</p> <p>一 道路清掃に必要な作業員の数</p> <table border="1" data-bbox="1149 918 1404 1030"> <tr> <td>道路距離</td> <td>作業員</td> </tr> <tr> <td>サンサルパドル市 410km.</td> <td>256人</td> </tr> <tr> <td>その他の12都市 333km.</td> <td>179人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>743km. 435人</td> </tr> </table> <p>一 各ゴミ埋立場は、1ヶ所に統合する事が必要である。</p> <p>一 現ソパング埋立場の代替には、以下の情報が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 土地所有者が、他の代替地を売るか * 現状の埋立場からの浸透水等の調査 * 新代替地に対する事前の各子防措置 <p>首都圏清掃事業公社案</p> <p>一 必要器材の総額は、ゴミ収集車、コンテナ回収車、埋立場用ブル、その他を合計した概算見積金額で、約316万千円</p> <p>一 運用コスト、その他共 約420万千円</p> <p>一 新ゴミ処理清掃公社の従業員は717人</p> <p>一 新公社は、13市に対して総合的な形の環境衛生サービスを提供するシステムとする。</p> <p>一 新公社組織は、以下の事を考慮している</p> <ul style="list-style-type: none"> * 首都圏13都市で構成する市長会 * 以下の役員で構成する公社の役員会 <table border="1" data-bbox="1149 1814 1404 1926"> <tr> <td>SS市長任命の代表者</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>他の市長任命の代表者</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>厚生省の代表者</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5名</td> </tr> </table> * ビネフル・マネージャー 	道路距離	作業員	サンサルパドル市 410km.	256人	その他の12都市 333km.	179人	合計	743km. 435人	SS市長任命の代表者	2名	他の市長任命の代表者	2名	厚生省の代表者	1名	計	5名
12m ³ 級ゴミ収集車	20台																																																								
10m ³ 級ダンプトラック	77台																																																								
手押し車	1,125台																																																								
ケル型容器	6,750個																																																								
ゴミ専用ホウキ	54,000本																																																								
作業員用マスク	2,250個																																																								
3y ³ 級街路用コンテナ	400個																																																								
ゴミ箱	3,000個																																																								
1年目	2,136,700千円																																																								
2年目	2,241,000千円																																																								
3年目	1,466,900千円																																																								
4年目	1,805,400千円																																																								
計	7,650,000千円																																																								
家庭ゴミ用収集車の新車	9台																																																								
市場ゴミ用収集車の新車	3台																																																								
子供のゴミ収集車(新車)	2台																																																								
コンテナ作業員用(新車)	2台																																																								
道路清掃作業員用(新車)	3台																																																								
合計	19台																																																								
道路距離	作業員																																																								
サンサルパドル市 410km.	256人																																																								
その他の12都市 333km.	179人																																																								
合計	743km. 435人																																																								
SS市長任命の代表者	2名																																																								
他の市長任命の代表者	2名																																																								
厚生省の代表者	1名																																																								
計	5名																																																								

7. 関連機関組織図

1) 企画省

企画省の正式名称は、社会・経済開発・調整・企画省である。対外協力関係の担当省として、本件「首都圏清掃機材整備計画」の総合的な調整機関となる。

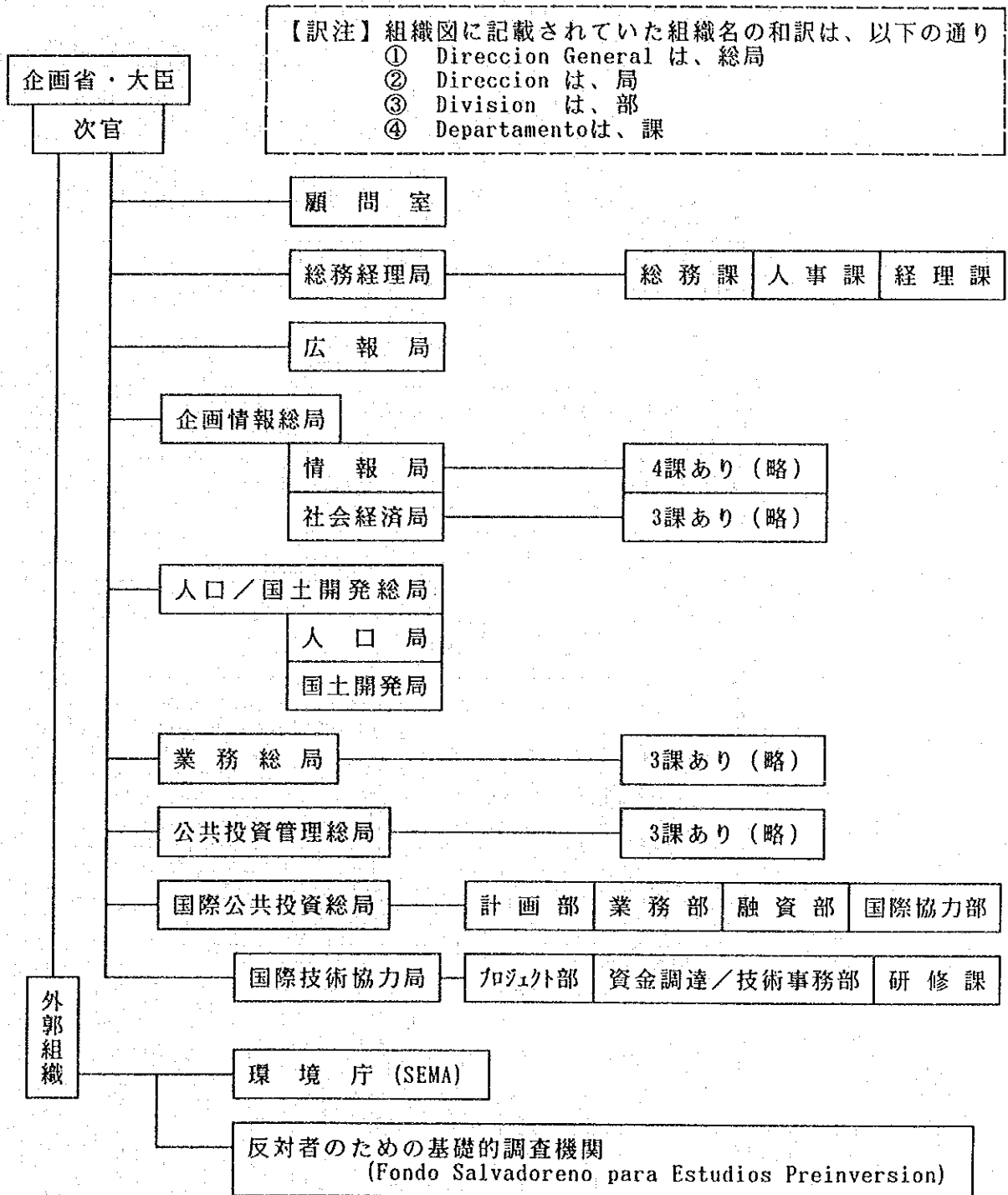


図-1 企画省組織図

2) 環境庁

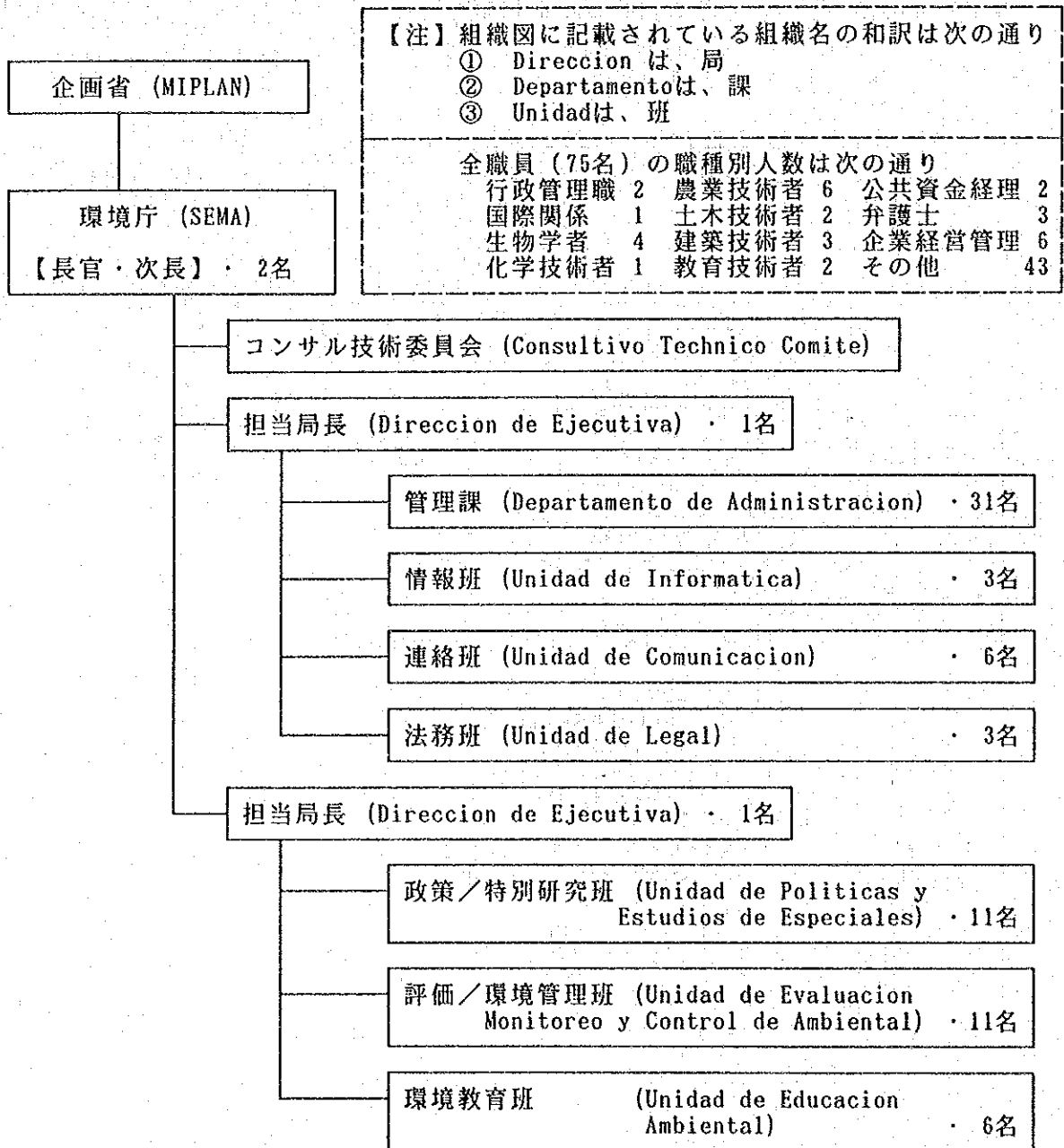


図-2 環境庁組織図

3) SS首都圏企画事務所

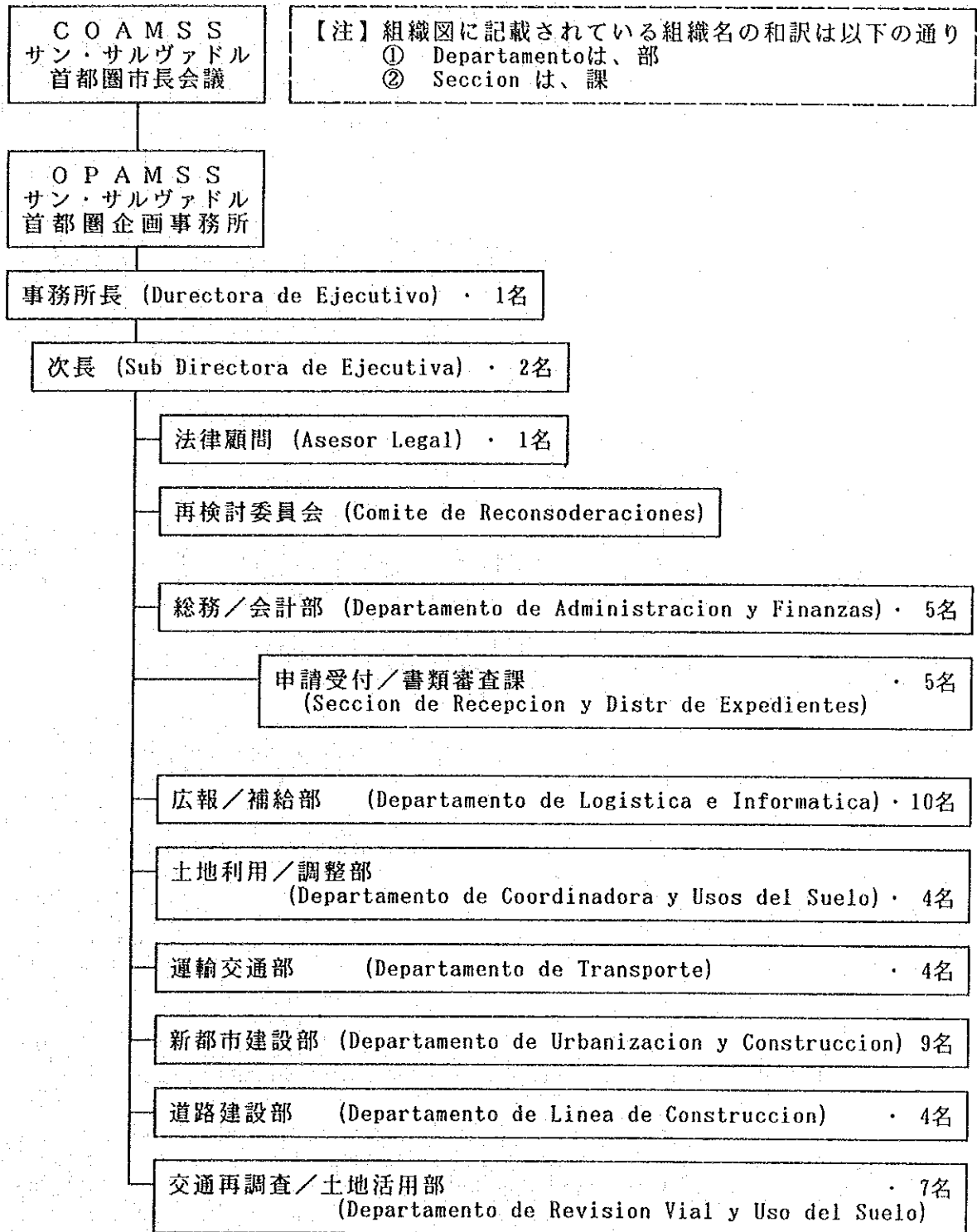


図-3 サン・サルヴァドル首都圏企画事務所組織図

4) サン・サルヴァドル市役所

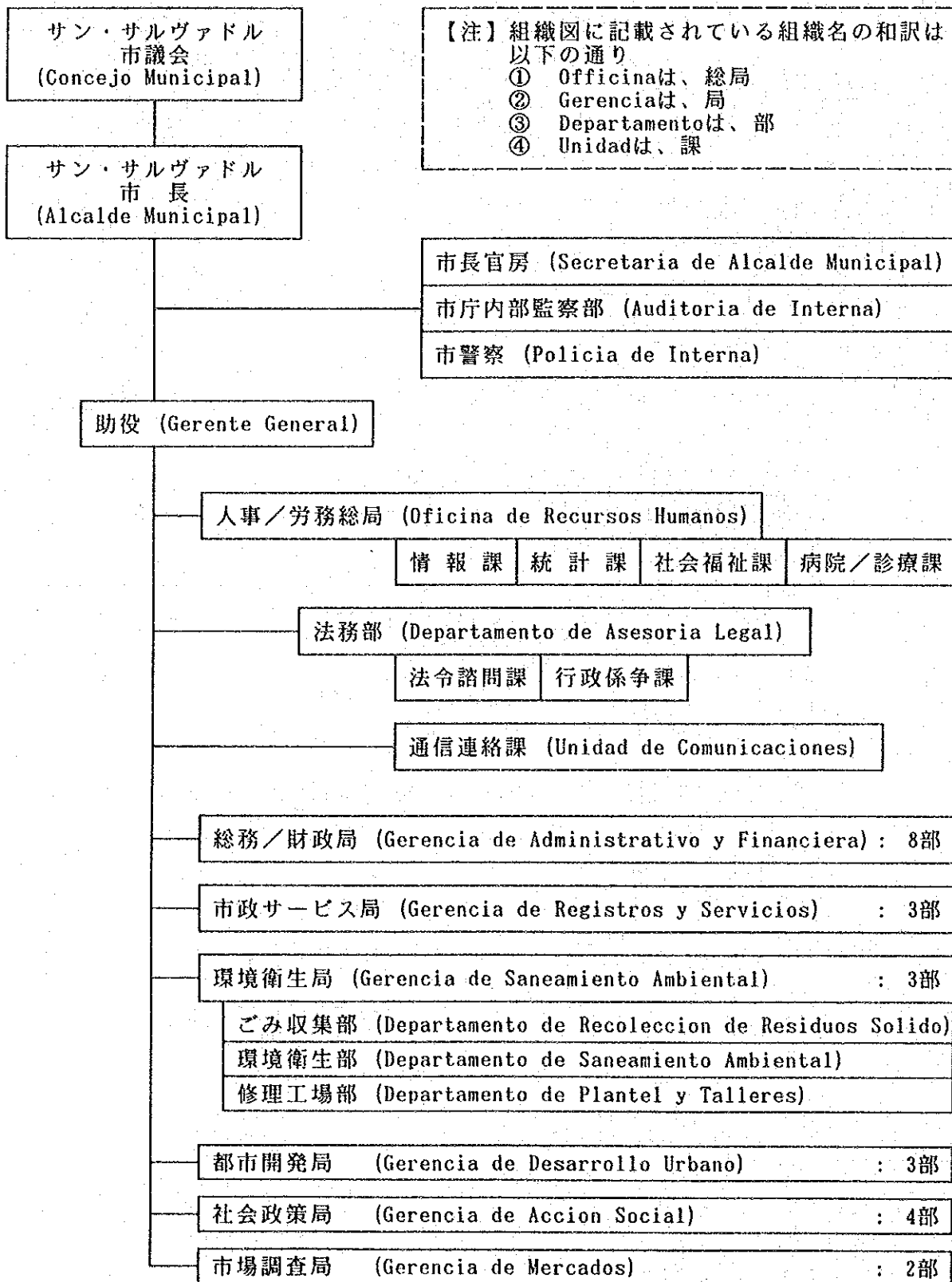


図-4 サン・サルヴァドル市役所組織図

5) SS市役所・環境衛生局

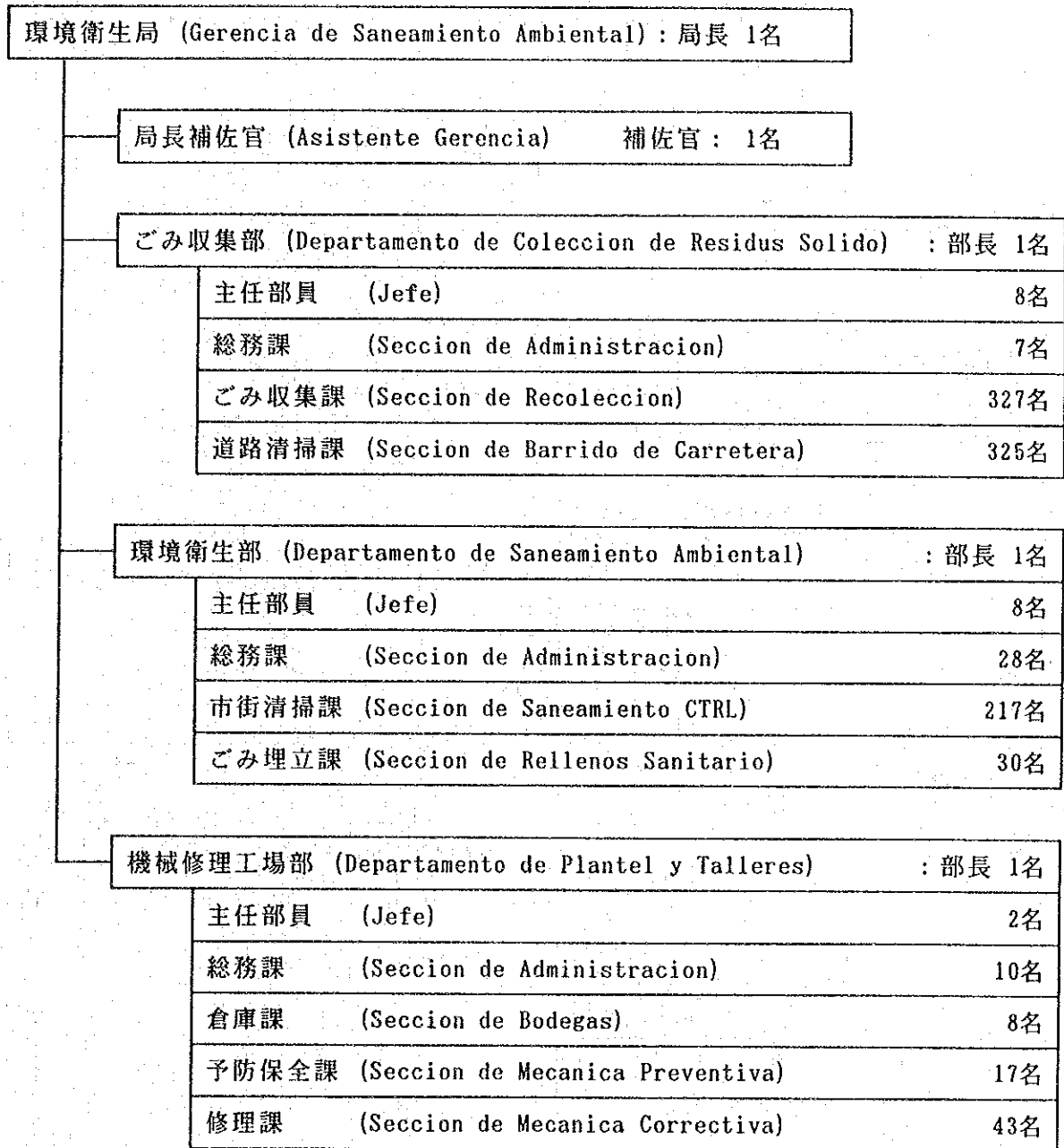


図-5 SS市役所・環境衛生局組織図

6) 近隣都市の市役所

首都圏の近隣都市14市のうち、メヒカノス市（93年人口14万 9千余人）、サン・マルコス市（93年人口 5万 6千余人）、サント・トマス市（93年人口 2万 5千余人）を選び、それら各市役所の組織、および組織数を代表例として図-6、図-7及び図-8に示す。

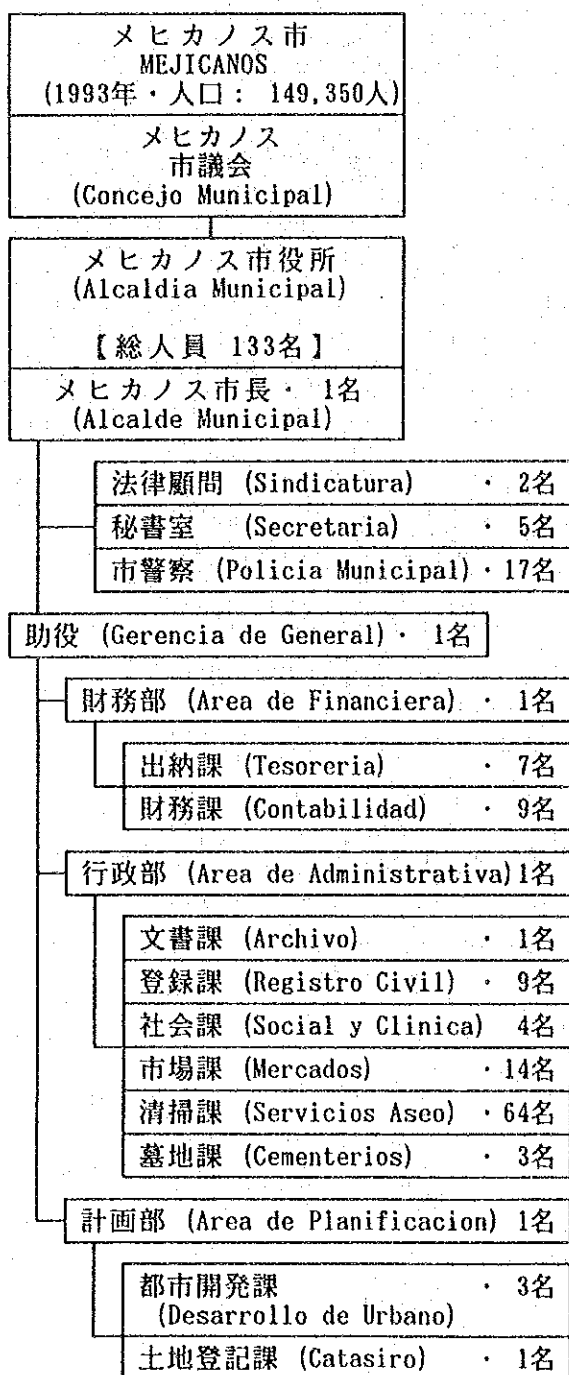


図-6 メヒカノス市役所の組織図

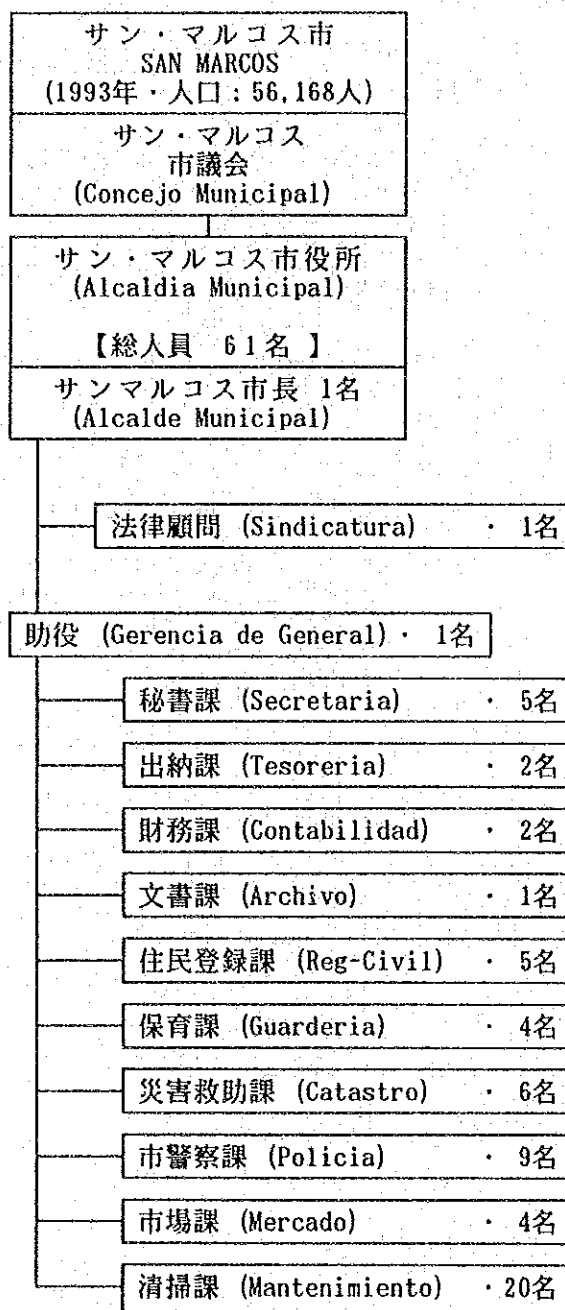


図-7 サン・マルコス市役所の組織図

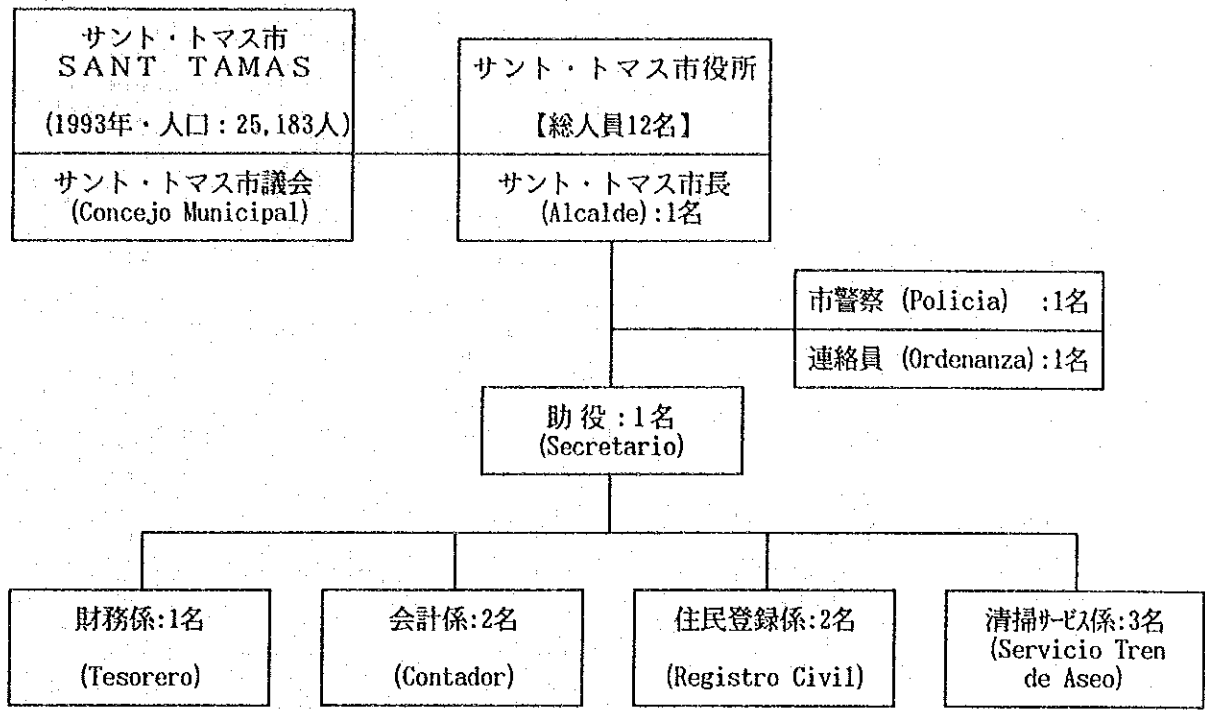


図-8 サント・トマス市役所の組織図

8. SS市環境衛生局・機械修理工場部・保有の整備修理用機器具

器具名 Aparato y Instrumento	製造国名 MFG.State	型時/仕様 Type/Spec	数量 Quant	取得年次 Acqui/year	現状 Condicio
01. 移動式クレーン Teclé Alkito	日本 Japon	2吨 高1.5m Alto 1.5m	2	89/84	普通 Regulare
02. 移動式クワイター Pulidoras	米国 E.U.	6126型 Modelo 6126	2	89	普通
03. 万力 Pequsa de Banco	各国 Varios	2吋-4吋-6吋 2" 4" 6"	6	84/85/89	普通
04. ドリル盤 Taladros	各国 Varios	測定計器付き Dif. Modida	5	84/85 ~90	普通
05. アセチレン溶接機 Equipo de Acetileno	(不明)	4390型 modelo 4390	2	89/90	普通
06. ジャッキ Jack	(不明)	10吨 10ton	1	89	悪い状態 Malo
07. 油圧プレス Prensa Hidraulica	(不明)	10吨 10ton	2	89	普通
08. 油圧ポンプ Bomba Oil Trans	(不明)		2	90	普通
09. コンプレッサ Compresor	(不明)	500L.5馬力 5hp/3facel	2	84	普通
10. 固定式クワイター Esmeril	イタリア Italy	600回転/115V 600RPM	3	84/89	普通
11. 電気溶接機 Soldador Electrico	米国 E.U.	直流-225V AC-225V	3	84/85	普通
12. ヲケット Cubos Proto	イタリア Italy	8mm×17m	2	90	普通
13. プレス・クリップ Tenazas de Presion	イタリア Italy	136/250	4	90	普通
14. 小型プレス Micas	米国 E.U.	12吨/20吨 12.t/20.t	8	89/90	普通
15. 六角レンチ Juego Liaves Allen	(不明)	1900M-04	1	87	普通
16. フット Pie de Rey	(不明)		2	90	普通
17. ドライバー Juege de Destornilladores	米国 E.U.	6本/1組 6 Piezas	1	90	普通
18. テスター Tester	台湾 Taiwan	1000.Volt DC-8-0-25	2	90	普通
19. ブラ Extractoe de 3 brazos	日本 Japon	350-400mm	3	84	普通
20. 板金工具一式 Caja de Hojas para Enderezado	イタリア Italy	42317PCS型 Modelo	2	90	普通
21. モンキーレンチ Cangrejas	スペイン Spain	A型 5吋 A. 5"	2	89	普通
22. ボンク修理機 Bulcanizadora de Tubos	(不明)	5x9吋. 9545型 5x9. M9545	1	89	普通
23. タイヤ外し機 Destalonadora	(不明)	79281/33型	1	89	普通
24. タイヤマキナ Destalonadora	(不明)	94621/110V	1	89	普通
25. パイント・ガン Pistola para Pintar	(不明)	181.型 Modelo.181	2	89	普通

(出典) SS市・環境衛生局・機械修理工場部 (1994年10月)

国名	エルサルバドル共和国
	EL SALVADOR

1994.10 1/2

一般指標				
政体	共和制	*1	面積	21.0 千Km ² *1
元首	フィルックス クリテイアニ大統領	*1	人口	5,637 千人 (1993年) *1
独立年月日	1821年09月15日	*1	首都	サンサルバドル *1
人種(部族)構成	メスティン94%、インディオ5%	*1	主要都市名	サンタナ、サンミゲル *1
		*1	経済活動可人口	1,700 千人 (1982年) *1
言語・公用語	スペイン語	*1	義務教育年数	4 年間 (1992年) *2
宗教	ローマカトリック75%	*1	初等教育就学率	71.0 % (1990年) *2
国連加盟	1945年10月		識字率	73.0 % (1990年) *1
世銀・IMF加盟	1946年03月	*1	人口密度	258.0 人/Km ² (1992年) *2
		*1	人口増加率	2.04 % (1993年) *2
			平均寿命	平均 66.5 男 63.9 女 69.2 *1
			5歳児未満死亡率	42/1000 (1993年) *1
			カロリー供給量	2,330.0 cal/日/人 (1990年) *2

経済指標				
通貨単位	コロン	*1	貿易量	(1993年) *3
為替レート(IUS\$)	IUS\$= 8.71 (08月)	*3	輸出	732.0 百万ドル *2
会計年度	1月～ 12月	*1	輸入	1,912.0 百万ドル *2
国家予算	(1993年)	*2	輸入依存率	3.3 % (1992年) *4
歳入	967.3 百万ドル	*2	主要輸出品目	コーヒー、砂糖、海老、綿花 *1
歳出	830.8 百万ドル	*2	主要輸入品目	天然資源、消費財、資本財 *1
国際収支	-148.2 百万ドル (1991年)	*2	日本への輸出	6.0 百万ドル (1992年) *5
ODA受取額	399.00 百万ドル (1992年)	*2	日本からの輸入	87.0 百万ドル (1992年) *5
国内総生産(GDP)	6,387.00 百万ドル (1992年)	*2		
一人当たりGDP	1,090.0 ドル (1991年)	*2	外貨準備総額	654.1 百万ドル (1994年) *1
GDP産業別構成	農業 10.0 % (1991年)	*2	対外債務残高	2,131.0 百万ドル (1992年) *4
	鉱工業 24.0 % (1991年)		対外債務返済率	13.3 % (1992年) *4
	サービス業 66.0 % (1991年)		インフレ率	10.0 % (1992年) *2
産業別雇用	農業 11.0 % (1992年)	*2		
	鉱工業 23.0 % (1992年)			
	サービス業 66.0 % (1992年)		国家開発計画	*5
経済成長率	4.2 % (1992年)	*2		

気象(1951年～1984年平均) 場所: San Salvador (標高 682m)													
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均/計
最高気温	32.0	33.0	34.0	34.0	33.0	31.0	32.0	32.0	31.0	31.0	31.0	32.0	32.1℃
最低気温	16.0	16.0	17.0	18.0	19.0	19.0	18.0	19.0	19.0	18.0	17.0	16.0	17.6℃
平均気温	24.0	24.5	25.5	26.0	26.0	25.0	25.0	25.5	25.0	24.5	24.0	24.0	24.9℃
降水量	8.0	5.0	10.0	43.0	196.0	328.0	292.0	297.0	307.0	241.0	41.0	10.0	1778.0 mm
雨期/乾期	乾	乾	乾		雨	雨	雨	雨	雨	雨		乾	

- *1 The World Factbook(C.I.A)
 *2 Human Development Report(UNDP)
 *3 International Financial Statistics(IMF)
 *4 World Debt Tables(WORLD)
 *5 最新世界各国要覧(東京書籍)

国名	エルサルバドル共和国
	EL SALVADOR

1994.10 2/2

*6

項目	年度	1989	1990	1991	1992
無償資金協力		2,043.46	2,382.47	2,515.30	2,699.97
技術協力		2,146.74	1,989.63	2,050.70	2,194.95
有償資金協力		5,161.42	5,676.39	7,364.47	5,852.05
総 額		9,351.62	10,048.49	11,930.47	10,746.97

*6

項目	歴 年	1989	1990	1991	1992
無償資金協力		0.16	0.27	0.57	0.81
技術協力		3.31	7.96	6.88	10.51
有償資金協力		0.00	0.00	0.00	-3.46
総 額		3.47	8.23	7.45	7.86

*7

	贈 与 (1)		有償資金協力 (2)	政府開発援助 (ODA) (1) + (2) = (3)	その他政府資 金及び民間資 金 (4)	経済協力総額 (3) + (4)
		技術協力				
二国間援助 (主要供与国)	293.60	150.70	21.40	465.70	0.00	465.70
1. アメリカ	211.00	128.00	19.00	358.00	0.00	358.00
2. ドイツ	15.20	7.00	5.30	27.50	0.00	27.50
3. イタリア	11.30	6.90	0.00	18.20	0.00	18.20
4. 日本	11.30	0.80	-3.50	8.60	0.00	8.60
多国間援助 (主要援助機関)	95.10	14.70	-1.20	108.60	-17.00	91.60
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
そ の 他	73.00	19.30	6.00	98.30	0.00	98.30
合 計	461.70	184.70	26.20	672.60	-17.00	655.60

*8

技術	関係各省庁・機関→外務省
無償	関係各省庁・機関→外務省
協力隊	関係各省庁・機関→外務省

- *6 我が国の政府開発援助(外務省)
- *7 海外経済協力便覧(海外経済協力基金)
- *8 国別協力情報(JICA)

表9-2 エル・サルヴァドル国の全県人口と県都人口（1992年国政調査値）

県名	面積：km ²	県人口（人）	県都名	県都人口（人）
1. ホアチャパン Hoachapan	1,239.60	260,563	アウアチャパン Ahuachanpan	83,885
2. ソソナテ Sonsonate	1,225.77	354,641	ソソナテ Sonsonate	76,200
3. サンタ・アナ Santa Ana	2,023.17	451,620	サンタ・アナ Santa Ana	202,337
4. チャラテンANGO Chalatenango	2,016.58	180,627	チャラテンANGO Chalatenango	27,600
5. サン・サルヴァドル San Salvador	886.15	1,477,766	サン・サルヴァドル San Salvador	422,570
6. ラ・リベルタド La libertad	1,652.88	522,071	サンタ・テクラ Santa Tecla	116,579
7. カバナス Cabanas	1,103.51	136,293	センステペケ Sensuntepeque	38,073
8. クスカトラン Cuscatlan	756.19	167,290	コジュテペケ Cojutepeque	43,564
9. ラ・パス La Paz	1,223.61	246,147	サカテコルカ Zacatecoluca	57,032
10. サン・ビセンテ San Vicente	1,184.02	135,471	サン・ビセンテ San Vicente	45,824
11. ウスルタン Usulután	2,130.44	317,079	ウスルタン Usulután	62,967
12. サン・ミゲル San Miguel	2,077.10	380,442	サン・ミゲル San Miguel	182,817
13. モラサン Morazan	1,447.43	166,772	サン・フランシスコ San Francisco	20,497
14. ラ・ウニオン La Union	2,074.34	251,143	ラ・ウニオン La Union	36,927
全国合計	21,040.79	5,047,925	14県都の計	1,416,872

表9-3 首都圏15都市の各年人口

(単位：人)

都 市 名	1992	1993	1994	1995 *
1. サン・サルヴァドル	422,570	435,247	448,304	461,753
2. ソパパン	251,811	259,365	267,146	275,160
3. メヒカス	145,000	149,350	153,830	158,445
4. 新サル・サルヴァドル(旧名・サンクテクラ)	116,579	120,076	123,678	127,384
5. ソグド・テルガ	104,790	107,933	111,171	114,506
6. アホバ	100,763	103,785	106,899	110,106
7. イロパパン	94,879	97,725	100,657	103,676
8. クスカツンソ	55,193	56,848	58,554	60,310
9. サン・マルコス	54,533	56,168	57,854	59,589
10. サン・マルティン	54,125	55,748	57,421	59,143
11. アンティグオ・クスカタラン	29,899	30,795	31,719	32,671
12. サント・トマス	24,450	25,183	25,939	26,727
13. ネハ	21,583	22,230	22,897	23,584
14. アユスタペク	21,433	22,075	22,738	23,420
15. サンチャイ・テキサカパン	15,912	16,389	16,881	17,387
合 計	1,513,520	1,558,917	1,605,688	1,653,861

* 1995年の数値は予測値

(出典) サン・サルヴァドル市、環境衛生局、1994年10月

JICA

6
6
6

LIE